

那 霸 市 公 報

第 1 6 7 6 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (保健総務課) 1135
- 那覇市個人番号の利用等に関する規則の一部を改正する規則 (市民生活安全課) 1141

◇告 示◇

- 平成 28 年 (2016 年) 9 月那覇市議会定例会の招集について(総務課) 1143
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について (保護管理課) 1144
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について (保護管理課) 1145
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について (保護管理課) 1146
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について (保護管理課) 1147
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について (保護管理課) 1148
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について (保護管理課) 1149

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について (保護管理課) 1150
- 平成 28 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
(上下水道局総務課) 1151

◇ 公 告 ◇

- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について
(道路建設課) 1152
- 那覇市宇栄原南土地区画整理事業の事業計画の変更 (第 13 回) の縦覧について
(市街地整備課) 1153
- 住民票の職権消除の公示について (ハイサイ市民課) 1154
- 個人情報業務届出書の公表について (市民生活安全課) 1154
- 保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について
(市民生活安全課) 1157

◇ 上下水道局告示 ◇

- 那覇市排水設備指定工事店の異動について 1160

◇ 選挙管理委員会告示 ◇

- 直接請求に要する選挙権を有する者の数について 1161

◇ 監査委員公表 ◇

- 包括外部監査の結果に基づき講じた措置について (公表) 1162

◇ 正 誤 ◇

- 那覇市公報第 1665 号の正誤 1200
- 那覇市公報第 1666 号の正誤 1200

監査委員公表

那 監 公 表 第 6 号

平成 28 年 9 月 15 日

| | |
|---------|---------|
| 那覇市監査委員 | 新 城 和 範 |
| 同 | 宮 里 善 博 |
| 同 | 翁 長 俊 英 |
| 同 | 高 良 正 幸 |

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について (公表)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、那覇市長及び教育委員会委員長から、平成 27 年度、平成 26 年度及び平成 25 年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表します。

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【平成27年度テーマ】

公有財産に係る財務事務の執行及び管理について

| 合計 (件数) | | 措置状況 | | | |
|---------|----|--------|------|---------|----|
| 指摘の件数 | 80 | 改善の必要性 | 処理区分 | 件数 | |
| 26 | | 要 | | 処理済み | 9 |
| | | | | 取組中 (A) | 17 |
| | | | | 未措置 | 0 |
| | | 不要 | — | 0 | |
| 意見の件数 | | 改善の必要性 | 処理区分 | 件数 | |
| 54 | | 要 | | 整理済み | 31 |
| | | | | 取組中 (A) | 19 |
| | | | 未措置 | 0 | |
| | 不要 | — | 4 | | |

※ (A) の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成27年度包括外部監査に対する改善措置票

＜指摘事項等の用語の説明＞

- 「実在性」・・・現実に存在しているか、登記がなされているか
- 「権利・義務の帰属」・・・権利関係に問題は生じていないか、契約書等の作成はなされているか、不法行為等は存在しないか
- 「開示の適切性」・・・台帳記帳は適時・適切になされているか、区分は適切か、現状は市民に明らかになっているか
- 「評価の妥当性」・・・目的に見合った有効活用が図られているか、経済性を考慮して活用が図られているか
- 「管理運営の妥当性」・・・主として施設(建物)について、運営状況に問題はないか、維持管理費用は適切であるか

＜指摘事項等の凡例＞

- 「○」・・・問題なし・適切である
- 「×」・・・問題あり・適切でない
- 「△」・・・問題ないが留意すべき事項がある・または疑わしい状況
- 「－」・・・該当なし・評価の対象外

＜改善措置の記載について＞

- (1)「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合、あるいは検討する必要がある場合に「要」と記載されます。
- (2)「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
- (3)「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「－」が記載されます。
- (4)「実施日及び～」欄には、実施内容や検討結果が記載されます。実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらが出てから記載されます。
- (5)「処理区分」欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。「意見」については、市の考えが整理できた場合や改善がされた場合は「整理済み」と記載されます。改善取組中や検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「－」が記載されます。また、改善すべきとされていたものの、取り組んだ結果対応することが困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

【指摘事項の部】※指摘事項・・・監査人として自治体で是正・改善することがよいと考えるもの

第1号様式(第3条関係)

(平成27年度) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署 | 頁番号 | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|----|------|-----|--------|---|--------|--|--------|--------------------|------|
| 1 | 管財課 | 47 | 指摘事項 | ○土地の現状把握が極めて不十分である。 監査において、現地視察を行った結果、問題点が多く発見されている。今後はすべての公有財産について、現地調査が必要である。また、すべての有償無償貸付地の賃貸借契約書の確認や賃貸料の妥当性など再確認する必要がある。なお、監査の際、土地の取得経緯が不明なものが数多くあった。理由として戦災や、市庁舎の移転、システム移管時の影響、異動に伴う業務引継などの影響が考えられるが、可能な限り調査を進めるべきである。また、発生主義に基づく公会計整備にあたり、「固定資産台帳」の作成は必須事項であり、この点に関しても、土地の現況調査は極めて重要である。 | 要 | 土地の現状把握につきましては、現在、本市の所有する全て土地について、登記簿及び地積併合図等を取り寄せて確認作業を行っている状況です。 また、これまでも現地調査に努めておりますが、数が膨大であり職員の数も限られていることから、全ての現場を確認するには、時間を要すると考えられますが、今後も、台帳整備と並行してできる限り現地を調査し、現状把握を行っていきたくと考えております。 また、賃貸借契約書等につきましては、関係課への確認、保管文書等の再確認等を行い、契約更新漏れ等が起こらないようにしていきたいと考えております。 | 平成30年度 | (実施後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 2 | 管財課 | 48 | 指摘事項 | ○公有財産全般に対する市の手続き(内部統制)上の問題点の洗い出しと改善 公有財産台帳上への記載もれや記載誤りなど、公有財産の取得から処分に至る市役所内部の手続き上の整備や運用状況に不備があるため問題点が生じている実態も明らかになっており、公有財産に関する内部統制全般の見直しが必要である。 | 要 | 現在登録されている公有財産につきましては、今年度新たに作成する固定資産台帳整備に合わせて、関係部署への再確認を行っていきます。 また、新たに発生する資産について、台帳への記載漏れや記録誤りを起こさないよう、関係部署への研修会開催並びに条例、規則、事務取扱要領等の周知徹底を図ってきたいと考えています。 | 平成30年度 | (実施後、その内容が記述されます。) | 取組中 |

| ID | 所管部署 | 頁番号 | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|----|------|-----------|--------|--|--------|--|--------|---|------|
| 5 | 管財課 | 54 | 指摘事項 | ○公有財産管理の現状及び今後の整備運用について過去からの入力作業等の不備から、最終的に公表される数値を集計する際には公有財産台帳は利用していないとのことであった。 不適正な管理を改めるためには、公有財産の管理方法に係る内部統制を整備し、台帳に登録されている土地・建物の現地調査(実在性)の状況や台帳に記載漏れが無い(網羅性)精査する必要がある。また、公有財産台帳の整備にあたっては、取得経緯や取得金額等が把握できていない箇所が多くあり、かつ、管理権限(所管外事務となるケース)などとの関連から、管財課のみによる整備には限界があると思われる。今後は、新地方公会計制度への移行に伴い、固定資産台帳を整備する必要があるため、プロジェクトチーム等を整備するなどして、管財課においても他の部署との連携を図る必要がある。 公有財産は、市民の税金等を財源によって取得されたものであり、適正な管理が求められることを、改めて、全庁的に意識を高めることが必要であり、かつ、そのような組織風土を構築しなければならない。 | 要 | 今後は、全庁体制で協力が必要となる固定資産台帳整備において、関係する職員の考えを統一した上で、重複登録した財産や登録漏れがないか再チェックしていきたいと考えております。 また、台帳を整備するにあたり、関係する部署の管理者を構成員とする委員会を設置し、台帳整備の必要性と統一した作業手順の考え方を浸透させていきたいと考えております。 さらに、整備後に取得した財産の登録や重複登録・登録漏れが起きないように、関係部署への周知徹底を図り、適正な管理運営を行っていきたいと考えております。 | 平成30年度 | (実施後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 6 | 管財課 | 54 | 指摘事項 | ○業務マニュアルの作成及び後任者への適切な引継ぎ指導業務を遂行するにあたり、業務マニュアルが存在しないことから、職員の異動に伴う適切な引継ぎ作業が行われないおそれがある。仮に今回、固定資産台帳を整備しても、適切に内部統制が運用されなければ、近い将来、再び固定資産台帳が使えないものになってしまうおそれがある。担当者間の業務の引継ぎが適切に行われるように、業務マニュアルの作成や後任者への適切な指導が必要である。 | 要 | 今年度実施する、固定資産台帳整備にあたり、新たな財産取得による入力等漏れを起こさないよう、手順書の作成し、関係各課への周知を図っていききたいと考えております。 また、同時に関係部署への研修等を行っていききたいと考えております。 | 平成30年度 | (実施後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 7 | 管財課 | 54 | 指摘事項 | ○チェック体制の整備と業務の効率性の解消 管財課は、現在、エクセルデータを基に最終的に公表される数値の集計作業を実施し、公有財産を管理しているが、手続きが適切になされたかどうかについては、担当者の自己チェックのみで、他の職員によるダブルチェックは行われていない。誤りを未然に防止する観点からも、エクセルデータも合わせてダブルチェックする必要がある。 また、取得の登録にあたっては、エクセルデータと公有財産システムの両方で登録作業が行われており、業務の効率性が見受けられるので、業務内容を改善する必要がある。 | 要 | 手続きのチェック体制については、財産登録担当者(主、副)2名を担当として業務に行いダブルチェックを行えるよう体制を整えていきます。 データの登録については、今年度予定している固定資産台帳整備作業に合わせて、正確な数字を把握した上で、システムによる集計管理ができるように整備していきたいと考えております。 | 平成30年度 | (実施後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 16 | 管財課 | 72、74、93 | 指摘事項 | B1:那覇市奥武山町44番(沖縄県への貸付地) 政教分離原則違反状態(その疑義が持たれる状態を含む。)を解消すべきである (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一) | 要 | 当地については、今後、顧問弁護士及び賃借している沖縄県(都市計画・モノール課)と調整して対応策を検討していきたいと考えております。 | 平成30年度 | (実施後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 18 | 管財課 | 72、74、98 | 指摘事項 | B3:那覇市前島三丁目25番1(三栄冷蔵株式会社への貸付地) ①契約条項に違反する行為が発覚した場合は、直ちに是正の要求、契約解除等の措置を執ることができるようにすべきである ②本件土地に不特定多数の者が立ち入りぬよう、注意喚起・警告の看板の設置等をすべきである (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一) | 要 | ①違反行為発覚時の契約解除等の措置については、賃貸借契約書の条項へ盛り込みます。 ②当地は、6月より解体作業を始める予定のため、その間は、賃借人において立ち入り制限等の対策を実施するよう指示します。 | — | H28.5 ①違反行為発覚時の契約解除等の措置については、賃貸借契約書の条項へ盛り込みました。 ②当地は、6月より解体作業を始める予定のため、それまでは、賃借人において立ち入り制限の対策を実施するよう指示しました。 | 処理済み |
| 20 | 管財課 | 72、74、100 | 指摘事項 | B4:浦添市伊奈武瀬1-555-80(有限会社クラロシへの貸付地) ①早急に賃貸借契約書を作成すべきである ②土地の地代につき、那覇市管財事務取扱要領29条1項(2)による正しい金額に改定すべきである (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性×、管理運営の妥当性一) | 要 | ①指摘を受けて、現在、賃貸借契約を締結することで進めます。 ②賃料についても、指摘を受けて那覇市管財事務取扱要領29条1項(2)に規定する賃料とします。 | 平成30年度 | H28.4 指摘を受けて、賃料については、現在、那覇市管財事務取扱要領29条1項(2)に規定する賃料としております。 | 取組中 |

| ID | 所管部署 | 頁番号 | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|----|---------|-----------|--------|---|--------|--|--------|---|------|
| 22 | 管財課 | 72、74、101 | 指摘事項 | B5:那覇市港町三丁目7番35、36(具志堅たばこ有限会社への貸付地)土地貸付台帳上の契約期間の記載を現実どおりに修正すべきである(実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | 指摘後、土地台帳の契約期間について、修正を行います。 | — | H28.4 土地台帳の契約期間について、修正を行いました。 | 処理済み |
| 25 | 管財課 | 72、74、104 | 指摘事項 | B7:県立泊高校、県立那覇商業高校、県立真和志高校、県立小祿高校用地借主との間で使用貸借契約書を作成し、それに応じて土地台帳上の記載を補充すべきである(実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | 現在、沖縄県教育庁と締結に向けて進めておりますが、交換も含め協議していきたく考えています。 | 平成30年度 | (実施後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 27 | 管財課 | 72、74、106 | 指摘事項 | B8:那覇市港町一丁目1番1～3、一丁目1番17、18(一部)、100番1、200番1(沖縄県漁業協同組合連合会への貸付地) ①各土地の土地台帳上の貸付区分の記載を「有償貸付」に修正すべきである(106) ②那覇市港町一丁目1番2及び3、100番1、200番1の各土地のうち「泊いゆまち」用地以外の部分について、土地台帳を作成すべきである(実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性×、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | ①貸付台帳の記載につきましては、指摘後に修正を行います。②「泊いゆまち」以外の土地については、指摘後、平成14年に港湾管理組合へ譲与された土地であり、市有地ではないことが判明したことから、新たな台帳は作成せず、現台帳に経過記録を記載します。 | — | H28.4 ①指摘後、貸付台帳の記載につきましては、修正を行いました。②「泊いゆまち」以外の土地については、指摘後、港湾管理組合へ譲与された土地であり、市有地ではないことが判明したことから、新たな台帳は作成せず、現台帳に経過記録を記載しました。 | 処理済み |
| 28 | 管財課 | 72、74、107 | 指摘事項 | B9:那覇市港町一丁目1番17、18(一部)、一丁目1番28、29(沖縄県への貸付地)各土地の土地台帳上の契約期間の記載を現実どおりに修正すべきである(実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性×、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | 指摘後、土地台帳の契約期間について、修正を行います。 | — | H28.4 指摘後、土地台帳の契約期間について、修正を行いました。 | 処理済み |
| 31 | こどもみらい課 | 72、74、110 | 指摘事項 | B11:那覇市首里石嶺町3丁目227番1(城北保育所施設利用地)城北保育所に対する賃料の見直しが必要(実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | 当該土地の賃貸借契約時の面積より現在使用している土地面積が多少広がっているため、現在使用している土地面積での賃貸借契約の変更契約が必要か平成29年度に向けて調査検討します。 | 平成29年度 | (実施後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 33 | 管財課 | 72、74、113 | 指摘事項 | B12:那覇市字仲井真177番9(事業用貸付地)実賃貸付地の面積を確認すべき(実在性△、権利・義務の帰属△、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | 指摘後に、当時の契約起案を確認したところ、貸付け面積については、拝所として使用されている面積(9㎡)を除いた面積であることが確認できましたので、貸付台帳へも同内容を追記修正します。 | — | H28.6 指定後に、面積相違理由が判明したため、貸付台帳に追記修正しました。 | 処理済み |
| 34 | 管財課 | 72、74、116 | 指摘事項 | C1:その他(那覇連合教育区)公有財産の管理が適切に行われていない(実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | 指摘後に、登記簿を取り寄せて、連合区名義の土地についての洗い出しをした結果、該当地在が1件ありましたので、登記簿の修正申請を行います。 | — | H28.5 登記簿を取り寄せて、連合区名義の土地についての洗い出しをした結果、該当地在が1件ありましたので、法務局へ登記簿の修正依頼を行い、修正されていることを確認しました。 | 処理済み |
| 39 | 障がい福祉課 | 72、74、122 | 指摘事項 | C3:福祉施設への無償貸付土地を取得した際の台帳が適切に管理されていない(実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性×、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | 当該市有地は、那覇市史によると那覇市が真和志村との合併により人口増加したため、埋め立て造成工事により出来た土地で、昭和38年10月22日に所有権保存登記を設定しています。それを示す当時の公有財産台帳の写しを引継前の所管課(福祉政策課)の保存文書で確認することができましたので、記載内容を整理した上で、台帳の修正を管財課へ依頼します。 | 平成28年度 | (実施後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 43 | 管財課 | 73、75、128 | 指摘事項 | D2:那覇市安謝2丁目101番2(安謝市営住宅入口道路)認定外道路の所管を整理し、適切な維持管理が可能となる体制を整える必要がある(実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性△、評価の妥当性ー、管理運営の妥当性ー) | 要 | 指摘を受けて現地を再調査した結果、市営住宅敷地内の道路と分かったので、市営住宅課へ所管移動を行いたいと考えております。 | 平成28年度 | (実施後、その内容が記述されます。) | 取組中 |

| ID | 所管部署 | 頁番号 | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|----|------|-----------|--------|---|--------|---|--------|---|------|
| 46 | 管財課 | 73、75、132 | 指摘事項 | D5:那覇久茂地3丁目100番1(県道の一部) 財産の権利関係等が未確定の状況は早急に解消すべき (実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | 指摘を受けて、確認した結果、地積併合図データに表示漏れがあることが判明しましたので、担当課へ修正を依頼します。 | — | H28.4 指摘を受けて確認した結果、地積併合図データに表示漏れがあることが判明しましたので、担当課へ修正を依頼し、権利関係は確定しました。 | 処理済み |
| 50 | 管財課 | 73、75、136 | 指摘事項 | D7:那覇市釜辺1丁目168番6(畑)、1丁目168番7(畑) 不法占拠状態を解消すべき (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | 市有地である旨の看板を設置した上で、占拠状態を解消できるよう、対応していきたいと考えております。 | 平成30年度 | (実施後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 52 | 管財課 | 73、75、138 | 指摘事項 | D8:那覇市辻2丁目9番10(拝所「志良堂御嶽(しらどーうたき)」) 不法占拠状態を解消すべき(138) (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | 指摘を受けて、市所有である旨の看板を設置し、バイクが進入できないよう防止柱を設置します。 | — | H28.3 指摘を受けて、市所有である旨の看板を設置し、バイク等が進入できないように防止柱を設置しました。 | 処理済み |
| 53 | 管財課 | 73、75、138 | 指摘事項 | D8:那覇市辻2丁目9番10(拝所「志良堂御嶽(しらどーうたき)」) 拝所の取扱について(政教分離の原則の観点から検討が必要) (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | 拝所につきましては、古くからの風習で、地域のみなさまの拝所(村主、国主)として利用している場所である。このような場所については、宗教法人所有する拝所と区別する必要があると考えており、今後本市としての考え方を整理していきたいと考えます。 | 平成30年度 | (実施後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 54 | 管財課 | 73、75、139 | 指摘事項 | D9:那覇市泊2丁目24番1(不法占拠(駐車スペース)) 不法占拠状態を解消すべき(138) (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | 市所有である旨の看板を設置した上で、占拠状態を解消できるよう、対応していきたいと考えております。 | 平成30年度 | (実施後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 56 | 管財課 | 73、75、141 | 指摘事項 | D11:那覇市首里当蔵町3丁目21番4(売却済み) 公有財産の管理が適切に行われていない (実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | 当地につきましては、既に沖縄県へ売却済みで、台帳上も廃止しておりましたが、提出した集計資料に記載ミスがあったため、指摘後に修正します。 | — | H27.8 当地につきましては、既に沖縄県へ売却済みで、台帳上も廃止しておりましたが、提出した集計資料に記載ミスがあったため、指摘後に修正しました。 | 処理済み |
| 58 | 管財課 | 73、75、145 | 指摘事項 | D13:那覇市首里久場川町2丁目28番地5(久場川用地) 無断使用されている土地の売却処分が必要である (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | 指摘を受けて隣接地主と売却調整中です。現在、財産評価委員会へ諮問しており、売却額が確定するまでの間は、一時有償貸付地として貸付けています。 | 平成28年度 | (実施後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 59 | 管財課 | 73、75、147 | 指摘事項 | D14:那覇市首里儀保町4丁目45番1(拝所(紙渡所跡)) 拝所は所有者である那覇市の管理のもと他の拝所も含めた対応が必要である (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | 拝所につきましては、古くからの風習で、地域のみなさまの拝所(村主、国主)として利用している場所となっています。このような場所については、宗教法人所有する拝所と区別する必要があると考えており、今後本市としての考え方を整理していきたいと思います。 | 平成30年度 | (実施後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 61 | 管財課 | 73、75、150 | 指摘事項 | D16:那覇市松川2丁目106番3(那覇市松川遺体地) 土地の賃貸借契約が必要であれば、直ちに契約締結を行うこと (実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | 指摘のある県の計測器については建設省用地に設置されていることが確認できました。 同地については、河川沿いの狭い土地でありますので、隣接地主へ売却等の交渉を行ってまいりたいと考えております。 | 平成30年度 | (実施後、その内容が記述されます。) | 取組中 |

【意見の部】※意見…監査結果に添える参考意見(参考提言)とするもの

(平成27年度) 外部監査改善措置票

| ID | 所管部署 | 頁番号 | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|----|------|-----|--------|---|--------|---|--------|-----------|------|
| 3 | 管財課 | 48 | 意見 | ○「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを常に主眼に置くべきである VFM(Value For Money)「支出に見合う価値」とされ、投入した資金をできるだけ価値のある形で使うこと」の考え方をベースとして、市は、未利用地についての売却の可否や維持管理費の妥当性等について、改めて検証する必要がある。 | 要 | 公有財産の運用については、効率的な使用を行うことを念頭に業務を行っているところです。 また、未利用地の中には狭小地や立地条件が悪く利用できない土地もあるため、「那覇市公有財産規則」、「那覇市公有財産の利活用及び処分に関する要領」を踏まえ、再度関係部局と調整していきたいと考えています。 | 平成30年度 | — | 取組中 |

| ID | 所管部署 | 頁番号 | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|----|-------|----------|--------|---|--------|----------------|------|--|------|
| 4 | 行政経営課 | 49 | 意見 | ○「那覇市ファシリテイマナジメント推進方針」(以下、「推進方針」)を着実に実行すること 那覇市が保有する公共施設を経営的・戦略的な視点で、より一層の効率化を図り有効活用していくため、「施設総量の縮減」、「長寿命化の推進」、「維持管理費の適正化と歳入の確保」を3本の柱として、平成27年3月に策定した「推進方針」の着実な実行が求められる。そのためには、ファシリテイマナジメントに向けた市の組織体制の構築や、行動計画達成状況のモニタリングが必要である。 | 要 | — | — | 平成28年4月より、施設を整備する際には、チェックリスト(施設総量縮減、維持管理等の項目)を活用して基本システム改革部会において調査検討を行い、さらに庁議において審議する体制になっています。モニタリングについても進めてまいります。 | 整理済み |
| 8 | 行政経営課 | 59 | 意見 | 1 市有公共施設等の現況 普通建設事業費は、新たな公共施設等の建設、既存の公共施設等の建替えや大規模改修、道路や公園の整備・建築のための費用等、その支出の効果が資本形成に向けられ、公共施設等がストックとして将来に残るものに支出される費用である。平成28年度以降、普通建設事業費の著しい伸びが予想されているが、一度公共施設等が建設されると、初期投資額だけでなく、所有期間を通じて維持管理のためのランニングコストが発生するとともに、耐用年数経過後には、更新もしくは解体費用が必要となる。このような固定資産特有の性質を踏まえて、公共施設等の新設や更新については、市全体そして将来の子どもの視点も含んだものであるように、市において新たな取り組みとして始まった「推進方針」に沿って行われることが重要と考える。 | 要 | — | — | 平成28年4月より、施設を整備する前には、はじめに基本システム改革部会を活用して、調査検討を行います。審議にあたっては、事前にチェックリストを作成しております。そのチェックリストに維持管理についての項目を設けるなど、「推進方針」に沿って審議しています。 | 整理済み |
| 9 | 行政経営課 | 61 | 意見 | 2「推進方針」における更新費用の推計 公営企業の施設や市の資産ではない一部事務組合等の建物や廃棄物処理場などのプラント系施設についても、更新時には市から多額の支出が必要になることが予想されることから、普通建設事業費と同様に、繰出金や補助費等を通じて市の財政に影響のある公営企業及びすべての一部事務組合等の公共施設等についても、普通建設事業費で行われる公共施設等の更新と同様に管理面や財政面について考えていくことが肝要である。 | 要 | — | — | 上下水道のような公営企業の施設についてもファシリテイマナジメント推進方針の対象としています。また一部事務組合の施設についても本市財政面に影響を与えることから本市施設と同様、管理面や財政面について意見を述べてまいります。 | 整理済み |
| 10 | 行政経営課 | 67 | 意見 | 3 「公共施設等更新費用試算ソフト」による更新費用の推計 市の総人口や生産年齢人口の減少が予測されている中、新設の公共施設等については、住民ニーズを酌みながらも、一度建設されると、初期投資額だけでなく、所有期間を通じて維持管理のためのランニングコストが発生するとともに、耐用年数経過後には、更新もしくは解体費用が必要となるといった固定資産特有の性質を踏まえて、市全体及び長期的な視点から時期や規模、必要性について慎重に検討する必要がある。 | 要 | — | — | 平成28年4月より、施設を整備する際には、基本システム改革部会においてチェックリスト(時期、必要性、維持管理等の項目)を活用して調査検討を行い、さらに庁議において検討するなど慎重に進めています。 | 整理済み |
| 11 | 行政経営課 | 69 | 意見 | 4 長寿命化対策の現状 施設を所轄している課の管理者は、国の「インフラ長寿命化基本計画」や所轄省庁が公表したマニュアルやガイドライン等をもとに「個別施設計画」の策定することとなるが、所轄省庁のガイドライン等がない場合、各管理者にとって負担になることも考えられる。今後の公共施設等のメンテナンスサイクルの核となる「個別施設計画」をより実効性のあるものにするためにも、ファシリテイマナジメント推進部署である行政経営課と各所轄課が調整を密にして、計画の策定や取り組みを進めることが重要である。 また、本市と同様に、すでに多くの地方公共団体が公共施設等の長寿命化対策に取り組んでいることから、従来の維持管理・更新・改修方法に加えて、先進的な取り組み事例や新技術の導入についても積極的に情報収集に努めて検討していただきたい。 | 要 | — | — | 個別施設計画の策定と取り組みについては、各施設管理者と連携を密にしながら、進めてまいります。また先進的な取り組みについても、研修に積極的に参加するなど、情報収集を行います。 | 整理済み |
| 12 | 道路管理課 | 72、74、82 | 意見 | A1: 那覇市西3-100-5(株式会社ロワジールホテルズ沖縄)に対する貸付 普通財産へ切り替えての貸付、又は売却を検討すべきである。 (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性—) | 要 | — | — | 普通財産への切替は可能と考えるので今後は、普通財産へ切り替えての貸付、又は売却へ向けて作業をしていきます。 | 整理済み |

| ID | 所管部署 | 頁番号 | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|----|-------|-----------|--------|--|--------|--|---------|--|------|
| 13 | 道路管理課 | 72、74、83 | 意見 | A2:那覇市西3-100-1(沖縄製油株式会社に対する貸付)普通財産へ切り替えての貸付、又は売却を検討すべきである。(実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-) | 要 | - | - | 普通財産への切替は可能と考えるので今後は、普通財産へ切り替えての貸付、又は売却へ向けて作業をしていきます。 | 整理済み |
| 14 | 道路管理課 | 72、74、84 | 意見 | A3:南風原町字新川伊武志川原664番70(株式会社NTTドコモに対する貸付)普通財産へ切り替えての貸付、又は売却を検討すべきである(実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-) | 要 | - | - | 当該用地は、道路整備を予定として取得されており、売却は不適切となります。今後は、道路としての活用を図りながら、道路占用許可に基づいて適切な管理を行っていきます。 | 整理済み |
| 15 | 下水道課 | 72、74、86 | 意見 | A4:那覇市牧志一丁目949番1.2(有限会社ミナミ、金秀グリーン株式会社、株式会社信吉組、有限会社仲宗根建設に対する貸付)普通財産に切り替えたうえで貸し付け、公共的施設を実際に建設する段階で再度行政財産に戻すという扱いをすべき(実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-) | 要 | 当該用地に係る下水道法及び都市計画法上の制限並びに将来におけるポンプ場の必要性も勘案し、普通財産への切り替えを含めて適正な管理のあり方を検討します。 | 平成28年度末 | (実施後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 17 | 管財課 | 72、74、95 | 意見 | B2:那覇市首里真和志町一丁目7番1(沖縄県への貸付地)県へ譲与すべきである(実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-) | 要 | 守礼門に隣接する場所のため、今後、沖縄県側と売却、交換を含め、調整していきたいと考えております。 | 平成30年度 | (実施後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 19 | 管財課 | 72、74、98 | 意見 | B3:那覇市前島三丁目25番1(三栄冷蔵株式会社への貸付地)賃貸借契約の条項に、反社会的勢力排除条項、有害化学物質の製造・貯蔵等に関する条項を盛り込むべきである(実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-) | 要 | 反社会的勢力の制限については、賃貸借契約書の条文へ盛り込み済みです。有害化学物質の製造・貯蔵等に関する条項につきましては、他市の状況等も確認しながら検討していきたいと考えております。 | 平成30年度 | H28.5反社会的勢力の制限については、賃貸借契約書の条文へ盛り込み済みです。 | 取組中 |
| 21 | 管財課 | 72、74、100 | 意見 | B4:浦添市伊奈武瀬1-555-80(有限会社クラヨシへの貸付地)返還を予定しないのであれば、タイミングを見て売却すべきである(実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性×、管理運営の妥当性-) | 要 | - | - | 事業所側も購入を検討しており、現在売却に向け交渉中です。 | 整理済み |
| 23 | 管財課 | 72、74、101 | 意見 | B5:那覇市港町三丁目7番35、36(具志堅たばこ有限会社への貸付地)営利目的で使用する状態が継続すると思われることから、タイミングを見て売却すべきである(実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-) | 要 | - | - | 賃借人には、平成24年度に隣接地を売却しましたので、当地についても売却打診を行っています。当地についても引き続き売却交渉を行っていききたいと考えております。 | 整理済み |
| 24 | 管財課 | 72、74、102 | 意見 | B6:那覇市古波蔵四丁目402番3、4(旧那覇市古波蔵ふれあい館)有効活用の方法がないのであれば、本件土地を売却することも検討すべきである(実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-) | 要 | 当地については、現在利活用等が確定していないため、活用方針が決定し次第対応していきたいと考えております。 | 平成30年度 | (検討後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 26 | 管財課 | 72、74、104 | 意見 | B7:県立泊高校、県立那覇商業高校、県立真和志高校、県立小椋高校用地行政財産に分類し、行政財産として貸し付けるべきである(実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-) | 不要 | 当地については、あくまで県へ貸付けているもので、本市が使用するものではないため、行政財産ではなく普通財産と考えております。 | - | - | - |
| 29 | 管財課 | 72、74、107 | 意見 | B9:那覇市港町一丁目1番17、18(-部)、一丁目1番28、29(沖縄県への貸付地)①各土地を行政財産に分類し、行政財産として貸し付けるべきである②各土地は、県への譲与を検討すべきである(実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性×、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-) | 要 | ①【改善の必要性は不要】当地については、あくまで県へ貸付けているもので、本市が使用するものではないため、行政財産ではなく普通財産と考えております。 ②【改善の必要性は要】売却、交換を含め、今後、沖縄県側と調整していきたいと考えております。 | 平成30年度 | (検討後、その内容が記述されます。) | 取組中 |

| ID | 所管部署 | 頁番号 | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|----|---------|-----------|--------|--|--------|--|--------|--|------|
| 30 | 商工農水課 | 72、74、108 | 意見 | B10:那覇市港町三丁目1番1、三丁目200番4(那覇市沿岸漁業協同組合への貸付地) ①適正な賃貸料を徴収すべきである(108) ②賃貸料の減免が予定されている場合は、定期的に借主の決算内容を確認すべきである (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | ①那覇市港町三丁目1番1及び那覇市港町三丁目200番4の普通財産(土地)貸付地については、適正な賃貸料徴収できるよう仕組み作りをします。 ②借主から毎年申請時に決算書類や使用目的を確認の上、要綱に基づき減免の必要性を検討します。 | — | 実施日:平成28年4月1日 実施内容 ・那覇市港町三丁目1番1及び那覇市港町三丁目200番4の普通財産(土地)貸付に関する事務取扱要綱を制定し、統一的な処理基準を整理しました。 ・平成28年度の契約更新時には制定した要綱に基づき、適正な賃貸料を徴収しました。 ・減免に関しては、申請書類や決算書類を精査し、減免の必要性を判断しました。 | 整理済み |
| 32 | こどもみらい課 | 72、74、111 | 意見 | B11:那覇市首里石嶺町3丁目227番1(城北保育所施設利用地) 市保育所の賃料の見直しが必要ではないか (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | 賃料の見直しについて、調査検討します。 | 平成30年度 | (検討後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 35 | 管財課 | 72、74、116 | 意見 | C1:その他(那覇連合教育区) 沖縄県が一括で管理した方が効率的かつ効果的な活用が可能 (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | 県立高校用地として貸付けている当地の管理の効率的方法等について、今後、県教育庁側と調整を行っていきたいと考えております。 | 平成30年度 | (検討後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 36 | 生涯学習課 | 72、74、118 | 意見 | C2:地域学校連携施設 施設の費用と効果(便益)及び当該施設の利用度の向上について (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性△) | 要 | — | — | 各学校の利用状況に沿った利用規程の策定、運営方法等について整備し運営委員会の設置を図った後に、本市の広報(市の広報誌への掲載やHP掲載等)を活用し、施設利用のために地域住民等への周知を図るとともに運営委員会による地域住民へのニーズの掘り起こしを図り、利用促進に努めていきます。 | 整理済み |
| 37 | 生涯学習課 | 72、74、119 | 意見 | C2:地域学校連携施設 利用目的を管理する体制の構築が必要 (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性△) | 要 | — | — | (開放事業の開始以来、基本的に改定を行っていないため)地域学校連携施設に係る関係規則等が現在の利用状況と合っておらず、見直しや是正が必要であると認識しています。 現在、地域学校連携施設に係る規則や要綱に沿った運営が出来ていない(運営委員会の未設置)学校が多いため、改めての学校長・地域利用団体への利用方法についての説明、周知の徹底を行う。学校毎に運営委員会設置にむけた会議を開催し、各学校の利用状況に沿った利用規程の策定、運営方法等について整備し運営委員会の設置を図ります。 | 整理済み |
| 38 | 障がい福祉課 | 72、74、121 | 意見 | C3:福祉施設への無償貸付 有償貸付への変更を検討する必要がある (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性×、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | — | — | H28年度中に市有地を売却することで法人側と調整済みです。 法人側から買取申請を受理(平成28年4月28日)し、今後は売買契約の締結に向けて事務手続きを進めていきます。 | 整理済み |
| 40 | こども政策課 | 72、74、123 | 意見 | C4:与儀幼稚園 待機児童の解消と就学前の子どもたちの教育・保育の更なる充実を図るためにも、よりいっそうの効果的かつ効率的な運営が求められる (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | — | — | 当該幼稚園は平成31年度を目処に認定こども園への移行を予定しております。幼稚園、保育園の機能を併せ持つ認定こども園への移行により、受け入れ児童の増加及び教育・保育の更なる充実を図りたいと思っております。 | 整理済み |
| 41 | 建設企画課 | 72、74、125 | 意見 | C5:久場川市営住宅跡地売却 市営住宅事業を見直し、市の財政負担削減を図ることが望ましい (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 不要 | 市営住宅建替方式について、直接建設方式、民間借り上げ方式、既存ストックの改善による長寿命化を比較検討した第3次那覇市市営住宅ストック総合活用計画(H27～H35)において、本市の財政的な負担については、現管理戸数の6,392戸の範囲において、直接建設方式が有利となっております。 今後新たに建替え時期に至る団地については、第4次ストック総合活用計画において民間借り上げ方式も含め検証が必要であろうと考えております。 | — | — | — |

| ID | 所管部署 | 頁番号 | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|----|------|-----------|--------|---|--------|---|--------|--|------|
| 42 | 管財課 | 73、75、127 | 意見 | D1:那覇市安謝2丁目114番1(国道58号(安謝市管側道路))隣接の地主への無償譲渡その他民間への処分も含めて検討すべき (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | — | — | 指摘を受けて現地を再調査した結果、残地ではなく市営住宅敷地と分かりましたので、処分対象とはせず、市営住宅課へ所管移動を行いたいと考えております。 | 整理済み |
| 44 | 管財課 | 73、75、130 | 意見 | D3:那覇市磯2丁目17番3(残地)隣地への無償譲渡等も含め検討すべき (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | 現況及び経緯について再確認し、譲渡等を含め検討していきたいと考えております。 | 平成30年度 | (検討後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 45 | 管財課 | 73、75、131 | 意見 | D4:那覇市字安謝228番7、那覇市字安謝228番9(道路)無償処分も含めて検討する必要がある (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | 現況及び経緯について再確認し、譲渡等を含め検討していきたいと考えております。 | 平成30年度 | (検討後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 47 | 管財課 | 73、75、132 | 意見 | D5:那覇市敬茂地3丁目100番1(県道の一部)県が一括管理した方が効率的かつ効果的な活用がなされる (実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | 県道(一銀通り)として使用されている土地のため、今後は、土地の交換等を含め、効率的かつ効果的な運用を検討していきたいと考えております。 | 平成30年度 | (検討後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 48 | 管財課 | 73、75、134 | 意見 | D6:那覇市古波蔵3丁目340番156、那覇市古波蔵3丁目340番162(3丁目340番156(国道329号一部)、3丁目340番162(国道潰れ地(市道一部))3丁目340番156の歩道については隣接地への処分も含めて検討すべき (実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | — | — | 隣接地主に対し売却等の交渉を行っていききたいと考えております。 | 整理済み |
| 49 | 管財課 | 73、75、134 | 意見 | D6:那覇市古波蔵3丁目340番156、那覇市古波蔵3丁目340番162(3丁目340番156(国道329号一部)、3丁目340番162(国道潰れ地(市道一部))3丁目340番162については、認定外道路についても適切な維持管理がおこなわれるよう体制を整えるべき (実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | — | — | 地目を確認しながら、所管を定める等、適正な管理を行うための体制を整備していきたいと考えております。 | 整理済み |
| 51 | 管財課 | 73、75、136 | 意見 | D7:那覇市楚辺1丁目168番6(畑)、1丁目168番7(畑)近隣地への処分も含めて検討する必要がある (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | — | — | 隣接地主に対して、売却等の交渉をしていききたいと考えております。 | 整理済み |
| 55 | 管財課 | 73、75、141 | 意見 | D10:那覇市牧志1丁目123番24、那覇市牧志1丁目123番28、那覇市牧志1丁目123番31(牧志(一銀通り))県に対する無償貸付については、土地の交換、寄贈等を含め、効率的かつ効果的な運用を検討すべき (実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | 県道として使用されている土地のため、今後は、土地の交換等を含め、効率的かつ効果的な運用を検討していきたいと考えております。 | 平成30年度 | — | 取組中 |
| 57 | 管財課 | 73、75、143 | 意見 | D12:那覇市字真地275番地6、276番地6(沖縄県立盲学校敷地一部)沖縄県への敷地の売却が必要である (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | 県立盲学校敷地として使用されている土地のため、売却、交換等を含め、今後、沖縄県側と調整していきたいと考えております。 | 平成30年 | (検討後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 60 | 管財課 | 73、75、148 | 意見 | D15:那覇市首里橋保町4丁目79番(沖縄県使用地県道82号線)沖縄県の所有財産との交換等を検討する必要がある (実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性ー) | 要 | 県道として使用されている土地のため、今後は、土地の交換等を含め、効率的かつ効果的な運用を検討していきたいと考えております。 | 平成30年度 | (検討後、その内容が記述されます。) | 取組中 |

| ID | 所管部署 | 頁番号 | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|----|------|---------------|--------|--|--------|--|--------|--|------|
| 62 | 管財課 | 73、75、156 | 意見 | D17:〈軍用地〉那覇市住吉町1丁目137番1(那覇軍港内)那覇市住吉町3丁目8番(那覇軍港内)那覇市宇赤横291番(自衛隊基地内) 米軍基地問題の解決は、沖縄県の最重要課題のひとつになっており、那覇市においても那覇軍港返還後の跡地利用等、市の発展にとって不可欠の課題がある (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性△) | 要 | - | - | 那覇軍港は、空港や港に近く、近接して存在する商業・観光地など、さまざまな点で、そのポテンシャルは高く、有効な跡地利用が望まれております。 那覇軍港の返還後の跡地利用に向けて、本市では、那覇軍港地権者等合意形成活動全体計画に基づき、跡地利用計画の策定に取り組める環境を整えることに重点を置き、地権者との勉強会や情報誌の発行などの取り組み行ってまいりました。 平成28年度からは、跡地利用計画の策定に向けた取り組みを進めていく予定となっております。 | 整理済み |
| 63 | 総務課 | 73、75、162 | 意見 | E1:若松市営住宅跡(津波避難ビル建設予定地) ①想定浸水地域における津波避難ビルのカバー率のばらつきは是正 ②緊急時以外の有効利用も課題 (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性△) | 要 | - | - | 平成28年5月14日に那覇市津波避難ビルの供用を開始しており、それに伴い、平常時の活用の取り組みも開始しています。 なお、本市松山に那覇市津波避難ビルが完成したこと、及び協定を締結している津波緊急一時避難施設(津波避難ビル)が増加したことからカバー率の改善が図られました。しかしながら、一部地域においては、未だカバー率が低い状況にあることから、これら地域における津波避難ビルの協定締結について、引き続き取り組んでまいります。また、那覇市津波避難ビルは平常時は地域の子どもから高齢者まで世代を超えた地域の皆様が集い、交流を通して災害時に声を掛け支え助け合うための共助の心を育むための場所として活用する取り組みを開始しております。施設の有効利用につきましては、今後、利用者の皆様等からご意見を伺ってまいりたいと考えております。 | 整理済み |
| 64 | 管財課 | 73、75、166、167 | 意見 | E2:事業用地(日仮庁舎跡) 行政目的として利用する見込みが無い場合は、民間への売却の可能性も含め検討する必要がある (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性△) | 要 | 同地は、国の土地開発公社健全化支援策として、民間事業者への土地貸付等により有効利用を図ることを目的に、起債により土地開発公社から取得した土地であります。 また、「那覇市土地開発公社経営健全化対策検討委員会」の中で議論を重ねた結果、新都心地区にある企業の従業員駐車場などが不足していた状況も見られたことから、平成31年度までは駐車場の用途として民間事業者へ貸付ける方向で決定して貸し付けております。 今後のあり方については、賃貸借契約の満了を迎える前年度までには健全化検討委員会を開催し、今後の方針について検討していきたく考えております。 | 平成31年度 | (検討後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 65 | 管財課 | 73、75、166、167 | 意見 | E2:事業用地(日仮庁舎跡) 運営状況報告について見直しが必要である (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性△) | 要 | 公募入札による貸付け地のため、報告内容は当面の間は現状のとおりで考えております。 ただし、現契約終了後についても現状通り駐車場として貸付けることになった場合は、次回契約時の積算資料となる項目を追加するか検討していきたく考えております。 | 平成31年度 | (検討後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 66 | 文化財課 | 73、75、170 | 意見 | E3:埋蔵文化財赤平収蔵庫 文化財の保護を着実に進めていく必要がある (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性△) | 要 | - | - | 出土遺物の収蔵施設の確保は喫緊の課題ですが、新たな施設建築が困難な状況にあり、既存施設を収蔵庫として転用しなければなりません。 予定していた元赤平保育所は法令上の制限により収蔵庫として転用できないことが判明したことから、代替措置として、平成28年度中に元めおと橋保育所を収蔵庫として使用するための改修を予定しております。 | 整理済み |

| ID | 所管部署 | 頁番号 | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|------|------------|-----------|--------|--|--------|---|---------|--|------|
| 67 | まちづくり協働推進課 | 73、75、173 | 意見 | E4:なは市民協働プラザ 今後の効果的かつ効率的な管理運営が必要である (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性△) | 要 | - | - | なは市民協働プラザに入居する各施設の利用状況および入居団体・企業による協働の状況を市の広報やホームページ等で紹介します。 なは市民協働プラザは「なは市民活動支援センター」「まちづくり協働推進課」・「なは産業支援センター」(商工農水課)・「なは女性センター」(平和交流・男女参画課)とそれぞれ管理が異なる三施設の複合施設となっていますが、各施設の直営と指定管理者制度導入の比較検討は、主管課において、25年度外部監査の指摘を考慮しつつ行うものとします。 | 整理済み |
| 68 | クリーン推進課 | 73、75、183 | 意見 | E5:清掃工場建物用地 ①廃止までに要する費用については、可能な限り縮減することが必要である (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性△) | 要 | - | - | 現在、下水道放流に係る水質要件を満たしている最終処分場の浸出水ついて、市の下水道施設への放流が実現した場合は、大幅な維持管理経費の縮減が期待できることから、放流するための要件等を県など関係機関と協議を進めていきます。 | 整理済み |
| 69 | クリーン推進課 | 73、75、183 | 意見 | E5:清掃工場建物用地 コスト面も課題であるが、球技に適したメンテナンスをする必要がある (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性△) | 要 | - | - | 広場内の芝生の傷んでいる部分の養生については、次年度に予算要求を予定しています。 | 整理済み |
| 70-1 | 上下水道局総務課 | 73 | 意見 | E6:旧安謝沈砂池用地(現在、市道) 目的と異なる利用がされている (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性-、管理運営の妥当性-) | 要 | - | - | 当該用地は上下水道事業用地(沈砂用地)とされていますが、ご指摘のように現在は那覇市道として供用されています。 今後もし上下水道事業用の利用予定がないことから、利用目的の相違が解消されるよう、道路への登録変更を行い、あわせて道路管理課への移管の手続きを進めていきます。 | 整理済み |
| 70-2 | 上下水道局総務課 | 73、75、188 | 意見 | E7:旧石嶺ポンプ場用地(医療法人葦の会への賃貸) 水道事業に活用する見込みが無い場合は、民間への譲渡等を進めるべきである (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-) | 不要 | 旧石嶺ポンプ場用地については、将来、既存ポンプ場の建替えの代替施設設置用地として確保しておく必要があることから、売却処分はせず、それまでは効果的な資産運用の観点から、駐車場として賃貸を継続します。 | - | - | - |
| 70-3 | 上下水道局総務課 | 73、75、188 | 意見 | E8:旧集中監視センター用地、旧集中監視センター道路用地、旧集中監視センター建物(以上、個人へ賃貸) 水道事業の用に供する計画が無い場合は、民間等への売却も含め検討する必要がある (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-) | 要 | 旧集中監視センター用地及び建物について、平成27年12月31日をもって賃貸借契約が満了し遊休資産となっておりますが、当該建物については劣化がひどく安全管理の観点から原状で賃貸することが不適切であることや、構造上の特殊性があることも含めて改築・補修等による賃貸での再利用は費用対効果等の観点から好ましくないことから、今年度予算で建物を取壊し更地にしたうえで、売却も含めて当該用地の有効的な資産運用について今年度、検討委員会等を立ち上げ局の方針を決定して運用する予定であります。 | 平成29年2月 | (検討後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 70-4 | 上下水道局総務課 | 73、75、188 | 意見 | E9:水源用地及び水源保護用地(一部を軍用地として、沖縄防衛局へ賃貸) 水道事業の用に供する計画が無い場合は、民間等への売却も含め検討する必要がある (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性-、評価の妥当性-、管理運営の妥当性-) | 不要 | 当該土地は日米安全保障条約第6条に基づき駐留軍の用に供する目的をもって軍用地(普天間飛行場)として沖縄防衛局に賃貸している物件であることから、現実的に上下水道局の意向のみで運用実態を変更することが困難であります。また、当該土地の賃貸にかかる土地物件収益は年額で約640万円の収入があり、一定程度の資産の有効活用は図られております。以上のことを考慮して総合的に判断しますと、現段階では改善計画は不要と考えます。 | - | - | - |

| ID | 所管部署 | 頁番号 | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|------|--------------|-------------------|--------|---|--------|---|--------|--|------|
| 70-5 | 上下水道局 総務課 | 73、 75、 188 | 意見 | E10:旧導水管用地(宜野湾市、遊休地、一部賃貸)、旧導水管用地(浦添市、遊休地) 水道事業の用に供する計画が無い場合は、民間等への売却も含め検討する必要がある (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性△) | 要 | - | - | 旧導水管用地については遊休資産の運用及び処分計画のひとつとして売却処分する局の方針に基づき平成元年から売却処分を行ってきております。 現在保有している旧導水管用地(宜野湾市、浦添市)の残地につきましては平成元年からの売却処分の残地であり、形状、面積及び所在環境等の観点から売却が難しい土地ではありますが、課題を整理し所在地の地方公共団体(浦添市、宜野湾市)及び関係者と交渉を進めて、有効な資産運用を図る予定であります。 | 整理済み |
| 71 | 消防局総務課 | 73、 75、 193 | 意見 | F1:那覇市西消防署 リース方式による庁舎等の取得については、メリット・デメリットを考慮して行う必要がある (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性○、管理運営の妥当性-) | 要 | - | - | リース方式のメリット、デメリットを考慮した上で、市民の理解も得ながら、決定していきます。 | 整理済み |
| 72 | 消防局総務課 | 73、 75、 193 | 意見 | F1:那覇市西消防署 リース資産の固定資産台帳における取り扱いについて留意する必要がある (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性○、管理運営の妥当性-) | 要 | リース資産も市が所有している資産と同様の取扱いをし、固定資産台帳にその旨記載するか、担当部署と調整します。 | 平成28年度 | - | 取組中 |
| 73 | 保健総務課 | 73、 75、 195 | 意見 | F2:那覇市保健所土地建物 沖縄県との普通財産譲渡に係る有償、無償の取り扱いについては市民に対する説明が必要である (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性○、管理運営の妥当性-) | 要 | - | - | 所管する財産の譲渡について、今後、同様な状況が発生した場合も、これまでと同様、その経緯等について市民への説明を行い、適切に対処します。 | 整理済み |
| 74 | 地域保健課 | 73、 75、 197 | 意見 | F3:那覇市保健センター用地 取得価額が高額であるため、さらなる土地の有効活用が求められる (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-) | 要 | - | - | 当保健センター用地は、市民へのアンケート調査、周辺地域関係者等のワークショップ、関係者(課)ヒアリング等が行われた結果、新保健センターとしての活用に加え、周辺地域住民が利用できる複合施設として運営していくこととなりました。 平成28年度の基本設計を経て、平成32年度の開設を目指します。 | 整理済み |

| ID | 所管部署 | 頁番号 | 指摘事項区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|----|------|-----|--------|---|--------|---|--------|---|------|
| 75 | 管財課 | 205 | 意見 | (1)公社及び公社売却土地について、会計的視点からの検証 連結財務書類上は、公社から再取得した土地であっても、市が直接取得したとみなされるので、用途を変更して市が取得したような場合は、土地についての「塩漬け状態」はなんら変わっていない。また、経済的にみれば、公社が先行取得し、「塩漬け」期間に支払った金利分は、過大なコストと言える。このような考え方に立てば、上記でみた債務保証等対象土地の詳細処分計画表にある、11番、13番の用地は、減損の兆候があり、土地の持つ価値が減少していると思われる事象が生じている。これらの土地は、土地の取得価額も勘案すると、その価値に見合った利用がなされているとは言い難く、さらに市民にとって有効な利用が図られていれば得られたであろう利益、すなわち「機会損失」が生じている可能性もある。市は機会損失をできるだけ最小に抑える必要があり、土地の有効活用を図るべきである。行政目的として将来も活用しない場合は、民間への売却も視野に検討する必要があると思われる。その際には、市民への情報開示と説明責任を果たす必要がある。 | 要 | - | - | 同地は、国の土地開発公社健全化支援策として、民間事業者への土地貸付等により有効利用を図ることを目的に、起債により土地開発公社から取得した土地であります。 また、「那覇市土地開発公社経営健全化対策検討委員会」の中で議論を重ねた結果、新都心地区にある企業の従業員駐車場などが不足していた状況も見られたことから、平成31年度までは駐車場の用途として民間事業者へ貸付ける方向で決定して貸し付けております。 今後のあり方については、賃貸借契約の満了を迎える前年度までには健全化検討委員会を開催し、今後の方針について検討していきたいと考えております。 | 整理済み |
| 76 | 管財課 | 206 | 意見 | (2)公社の今後のあり方について 公社の機動的、弾力的な用地取得という先行取得機能については、土地価額の著しい上昇ということは今後あり得ないことから、このような理由で公社を存続させる意義は乏しいと思われる。市は、那覇軍港返還に伴う先行取得業務が想定されるということであるが、基地返還後の跡利用に関しては、地主会、地権者、市民の合意形成を図り、計画的に成されるべきものである。事業開始に先立つて、予め用地を取得するという先行取得機能がどの程度必要とされているかを含め、市と公社との役割分担を明確にすることが必要である。 また、現在は、公社が保有する約5億円の定期預金による利息収入により黒字決算を維持しているが、利益の幅が減少していくことは明らかであり、約5億円の資金も有効利用されているとは言い難い。また、「概ね3年間様子を見て、存続の可否を決めていく」ということが決議されていることから、公社は、理事会の決議内容を遵守し、公社存続の可否を再検討する必要がある。 | 要 | 公社の在り方については、今後の状況等も踏まえながら、平成28年度中の理事会にて再検討していきます。 | 平成28年度 | (検討後、その内容が記述されます。) | 取組中 |

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【平成26年度テーマ】

補助金及び交付金、負担金に係る財務事務の執行並びに事業の管理について

| 合計 (件数) | | | 措置状況 | | |
|---------|-------|-----|--------|------|----|
| 指摘の件数 | 意見の件数 | | 改善の必要性 | 処理区分 | 件数 |
| 61 | 71 | 132 | 要 | 改善済み | 13 |
| | | | | 取組中 | 70 |
| | | | 不要 | — | 49 |

| 平成27年度措置状況 | | | | |
|------------|----|--------|--------|----|
| 指摘の件数 | | 改善の必要性 | 処理区分 | 件数 |
| 35 | 70 | 要 | 処理済み | 32 |
| | | | 取組中(A) | 3 |
| | | 未措置 | 0 | |
| | | 不要 | — | 0 |
| 意見の件数 | | 改善の必要性 | 処理区分 | 件数 |
| 35 | 70 | 要 | 整理済み | 28 |
| | | | 取組中(A) | 7 |
| | | 未措置 | 0 | |
| | | 不要 | — | 0 |

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成26年度包括外部監査に対する改善措置票

<改善措置の記載について>

- (1) 「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合、あるいは検討する必要がある場合に「要」と記載されます。
- (2) 「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
- (3) 「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「一」が記載されます。
- (4) 「実施日及び～」欄には、実施内容や検討結果が記載されます。実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらが出てから記載されます。
- (5) 「処理区分」欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。「意見」については、市の考えが整理できた場合や改善がされた場合は「整理済み」と記載されます。改善取組中や検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「一」が記載されます。また、改善すべきとされていたものの、取り組んだ結果対応することが困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

【指摘事項の部】※指摘事項・・・監査人として自治体で是正・改善することがよいと考えるもの

第1号様式(第3条関係)

| (当初) | | (平成26年度) | | 外 部 監 査 改 善 措 置 票 | | | | | |
|------|--|----------|--|-------------------|------------|---|----------|---|------|
| ID | 所管部署 真番号 | 指摘区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 年度 | 改善の 必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
| 1 | 企画調整課 | 15 | 指摘事項 (補助金等の有効性) 補助金ごとの客観的な成果指標を整備するための手段として、補助要綱等に交付目的を明確かつ具体的(例、「～の活性化のため」は×)に定めるとともに、交付先に対して、補助事業等の実績に係る客観的なデータの提出を義務付けるなどの方法をとるべきであろう。 | H27 | 要 | 平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画要求の際に、各事業課へ補助要綱及び必要書類等の根拠資料を提出するよう依頼する。 | 平成27年度 | 外部監査指摘をふまえて改訂した補助金に関するガイドライン(第2版)を全庁へ周知しました(平成27年6月30日)。実施計画要求の際には、補助金適正化の事務手順より、補助要綱及び必要書類の根拠資料の提出を依頼しました(平成27年7月6日)。 | 処理済み |
| 6 | 企画調整課 福祉政策課 こどもみらい課 ちゃーが んじゅう課 | 18 | 指摘事項 (団体等運営における繰越金(積立金)の状況) 補助金を超える繰越金がある団体については、ガイドラインに基づき、繰越金の保有目的や規定などを調査し、資金使途などを確認したうえで、補助金交付の必要性等を再検討すべきである。 | H27 | 要 | (企画調整課【要】) 平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画のヒアリングの過程で、財務諸表等の必要書類を精査のうえ、繰越金等の具体的な内容を確認する。補助の必要性を再検討のうえ、実施計画の査定により適正化を図る。 | 平成27年度 | 外部監査指摘をふまえて改訂した補助金に関するガイドライン(第2版)を全庁へ周知しました(平成27年6月30日)。実施計画要求の際に、必要書類の内容を確認し査定しました(平成27年11月4日)。 | 処理済み |
| | | | | H27 | 要 | (福祉政策課【要】) 該当する団体へ繰越金の保有目的等を確認し、その目的等が不適切であれば、平成28年度補助金の必要性や補助金額の減額の検討を行っていききたい。 | 平成27年度 | 繰越金について確認したところ、補助金を超える繰越金がある団体は無く、補助金を超えない範囲で繰越金がある団体に、保有目的を確認したところ、次年度当初の運転資金として、必要最小限を捻出し、繰越していること確認しました。よって、特に不適切とは確認できず、平成28年度の補助金額の減額については、実施しないものとし、次年度以降については、繰越金の確認を行い、必要があれば、補助金の減額について検討を行っていきます。 | 処理済み |
| 9 | 企画調整課 福祉政策課 | 19 | 指摘事項 (「定率補助」を原則とすること) 補助金は定率補助が原則であること、また、ガイドラインに基づき、補助率は、原則として補助対象経費の1/2を上限とすることを再確認する必要がある。 | H27 | 要 | (企画調整課【要】) 平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画のヒアリングの過程で、事業課に対し個々の補助金について補助金適正化チェックシートを活用し補助対象経費や補助率を確認する。 | 平成27年度 | 補助金に関するガイドライン(改訂版)を全庁へ周知しました(平成27年6月30日)。実施計画要求の際に、必要書類の内容を確認し査定しました(平成27年11月4日)。 | 処理済み |
| 10 | 企画調整課 財政課 | 19 | 指摘事項 (負担金の見直し)① 法令、契約等に基づいて国、地方公共団体(一部事務組合等含む)との特定事業から特別の利益を受けることに対して、一定の金額を負担し、支出するものについては、経費負担に超過が生じていないか検証するとともに、必要があれば他の地方公共団体などに対して、行財政改革への取組みや経費節減などを通じた負担金の引き下げを要請する。 | H27 | 要 | (企画調整課【要】) 当該団体の設置趣旨、事業内容を検証し、事務事業の整理、統合等について調査研究を行う組織づくりについて要請していく。 | 平成27年10月 | 平成27年10月6日に開催された南部広域市町村圏事務組合幹事会において、負担金の引き下げにもつながることから、①事務局体制の見直し、②南部組合組織の再編整備について議論を行い、今後も継続して議論することとなりました。 | 処理済み |
| | | | | H27 | 要 | (財政課【要】) 平成28年度の予算要求に向けて、交付団体の事業内容及び決算状況等の検証を行い、必要に応じて経費節減、負担金の引き下げを要請するよう通知する。さらに、予算編成方針等にその旨を盛り込み、関係各課へ再確認させる。 | 平成27年10月 | H27/06/17 「各種団体への負担金の検証について(通知)」を发出し、負担金の適正化を図るよう周知しました。 | 処理済み |
| 11 | 総務課 財政課 | 19 | 指摘事項 (負担金の見直し)② 各種団体を市が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められた費用を支出するものについては、市政運営上に支障がない場合は、脱会(場合によっては解散)する。また、脱会が市政運営上、支障をきたす場合には、当該団体などに対して、行財政改革への取組みや経費節減などを通じた負担金の引き下げを要請する。 | H27 | 要 | (総務課【要】) 南部市町村会を市の調整及び本市関係課による事業内容及び決算等の精査を行い、県都としての責任、市長公約であるフロントランナーとしての役割が求められる本市の立場等を踏まえ、総合的に検討する。 | 平成27年度 | 南部市町村会は、南部地域の諸問題解決促進を図るため、国・県などへの要請活動や行政懇談会の開催など一定の成果を上げており、必要性、有効性はあるものと考えています。平成27年度は、業務内容及び決算を確認し、改善が必要な部分について指摘するなど、より適正な運営となるよう取り組みました。今後も県都としての責任やフロントランナーとしての役割を担う本市の立場から、南部市町村の振興発展に寄与するため、継続して加入します。 | 処理済み |

| ID | 所管部署 | 頁番号 | 指摘区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|----|---|-----|------|---|-----|--------|--|--------|--|------|
| 12 | 市民スポーツ課 観光課 福祉政策課 生涯学習課 ちやーがんじゅう課 | 20 | 指摘事項 | (那覇市出資団体の有無等について) 市は、市出資団体の有無とその出資比率につき、調査して明らかにする必要がある。 | H27 | 要 | (財政課【要】) 平成28年度の予算要求に向けて、交付団体の事業内容及び決算状況等の検証を行い、必要に応じて経費節減、負担金の引き下げを要請するよう通知する。さらに、予算編成方針等にその旨を盛り込み、関係各課へ再確認をさせる。 | 平成27年度 | H27/06/17 「各種団体への負担金の検証について(通知)」を发出。負担金の適正化を図るよう周知しました。 | 処理済み |
| | | | | | H27 | 要 | (福祉政策課【要】) 当課が所管する団体の出資の有無について調査を行う。 | 平成27年度 | 当課で所管する団体への出資はありません。 | 処理済み |
| | | | | | H27 | 要 | (ちやーがんじゅう課【要】) 当課が所管する団体の出資の有無について調査を行う。 | 平成27年度 | 昭和57年4月設立時の資料を調べて、指摘事項に回答できるようにします。 | 取相中 |
| | | | | | H28 | 要 | - | 平成28年度 | (ちやーがんじゅう課) シルバー人材センター設立のために出資金として出資し、その比率は100%です。 | 処理済み |
| 21 | 企画調整課福祉政策課 ちやーがんじゅう課 | 27 | 指摘事項 | (法人全体の財務諸表) 一部の社会福祉法人については、事業別、拠点別の財務諸表を作成しているが、法人全体の財務諸表を作成していない法人が見受けられた。「社会福祉法人会計基準」に規定されているように、法人全体としての財務諸表を作成する必要があるため、市の担当者も、当該法人担当者へ是正を求めらるべきである。 | H27 | 要 | (企画調整課【要】) 平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画要求の際に、必要な根拠資料として財務諸表の提出を求める。 | 平成27年度 | 補助金に関するガイドライン(改訂版)を全庁へ周知しました(平成27年6月30日)。実施計画要求の際に、必要書類の内容を確認し査定しました(平成27年11月4日)。 | 処理済み |
| 32 | 総務課 | 53 | 指摘事項 | (南部市町村会負担金) 那覇市民にとっての当該負担金の必要性、有効性について、再度検証を行い、市民に説明する必要がある。必要性、有効性がほとんど無いと認められる場合には、廃止(脱退)も視野に入れて検討すべきである。 | H27 | 要 | 負担金の必要性・有効性について、南部市町村会との調整及び本市関係課による事業内容及び決算等の精査を行い、県都としての責任、市長公約であるフロントランナーとしての役割が求められる本市の立場等を踏まえ、総合的に検討する。 | 平成27年度 | 南部市町村会は、南部地域の諸問題解決促進を図るため、国・県などへの要請活動や行政懇談会の開催など一定の成果を上げており、必要性、有効性はあるものと考えています。平成27年度は、業務内容や決算を確認し、改善が必要な部分について指摘するなど、より適正な運営となるよう取り組みました。今後も県都としての責任やフロントランナーとしての役割を担う本市の立場から、南部市町村の振興発展に寄与するため、継続して加入します。 | 処理済み |
| 44 | まちづくり協働推進課 | 84 | 指摘事項 | (那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金) ・補助金の成果について 今後、市はこれらの目的がどのように達成されているか、具体的な指標なり成果を公表する必要がある。 | H27 | 要 | 当協議会は、那覇市協働大使の繋がりがつくりを支援することを目的に活動している団体のため、その成果や具体的な指標を設定することが難しい。しかしながら、実績や取組みについては、既に同協議会や市の広報誌等で公表しており、今後も広報をさらに充実できるように、支援していきたい。 | 平成27年度 | 市の広報誌やSNSを活用し、同協議会の活動状況等の報告・公表を行っています。また、那覇市協働大使のfacebookにも都度掲載し、市民に対する協働によるまちづくりの普及啓発に取り組んでいます。 | 処理済み |
| 46 | 文化振興課 | 90 | 指摘事項 | (那覇市文化協会における収支決算の状況及び市のチェック体制) 自主事業も那覇市文化協会としての事業であるなら、協会全体の決算書に自主事業に係る収支を計上すべきであり、自主事業の入場料等の取り扱いについても会として規定を設けるべきである。 決算書については、補助金交付の事後の検証として、市による資金の使途等のチェックが必要である。 | H27 | 要 | 文化協会における部会の在り方を検討させるとともに、自主事業の入場料の取扱いについても規定を設けさせる等、継続して協議・指導を行い、見直しを図っていく。 決算書において補助金の使途等を確認していく。 | 平成28年度 | 協会全体の決算書に自主事業である「あけもどる総合文化祭」にかける各部会の収支を計上するよう指示しました。 | 取相中 |
| | | | | | H28 | 要 | 文化協会の平成27年度決算書には、あけもどる総合文化祭における各部会の収支は記載が無く、平成27年度の指示が反映されていませんでした。補助金交付の事後の検証として、あけもどる総合文化祭の各部会の収支及び、本補助金の支出の明細を平成28年度決算書に反映させるよう文書にて指示し、文化祭開催前においても各部会からの報告体制について確認することとします。 | 平成28年度 | (実施後、その内容が記述されます。) | 取相中 |
| 47 | 文化振興課 | 91 | 指摘事項 | (那覇市文化協会に対する補助金のあり方) 決算内容等の収支報告に不備があることから、適切な収支報告書であるかどうか疑念があるが、平成25年度の収支決算書によると収支差額金が約70万円あることなど、協会が支出する助成金の使途を含む収支の内容について再度精査した上で、市の補助金額の妥当性、必要性を再検討すべきである。 | H27 | 要 | 平成25年度より市からの受託事業の請負数が増えたことにより収支差額が発生。適切な収支報告書の指導を行い、自立に向けて今後の収支状況を見極めながら、補助金ガイドラインに沿って適正化を図っていく。 | 平成28年度 | 聞き取り調査の結果、収支差額については次年度事業への準備金としたもので、毎年安定して黒字になるのではなく、役員手当の見直しを図るなどの自動努力の結果、全体の黒字に繋がっているとのことでした。 | 取相中 |
| | | | | | H28 | 要 | 引き続き収支差額について確認し、助成金について使途を明確にするため、平成28年度決算書へ詳細の記載がされるよう文書にて指示を行い、平成28年度決算書から、収支内容について精査し、補助金額の妥当性を再検討いたします。 | 平成28年度 | (実施後、その内容が記述されます。) | 取相中 |
| 49 | 商工農水課 | 97 | 指摘事項 | (水産物流通支援事業補助金(市漁マグロ等水産物流通支援補助金)) ・補助金の成果について 当該補助金の効果がどれくらい達成されているか判断するための指標の整備が不十分である。どの程度補助目的が達成されたか、判断できるような成果指標の整備が必要である。 | H27 | 要 | この事業では、マグロの認知度向上及びマグロの消費拡大を図り、本市水産物の振興に繋げることを目的としている。そのため消費者にマグロに触れる機会を増やすことが重要と考えており、マグロの認知度向上に繋がるようなイベントへ補助事業を実施している。そのことからイベントへの来場者数が増加・安定することが、市魚マグロの認知度向上、消費促進に繋がると考える。そのため成果指標をイベントの来場者数とする。 | 平成27年度 | 実施日：平成27年8月3日、12月21日、平成28年2月29日 マグロの認知度向上に繋がるようなイベントへ補助事業を3件実施し、実績報告書におけるイベント来場者数により効果を測定しました。 | 処理済み |

| ID | 所管部署 | 頁番号 | 指摘区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|----|-----------|-----|------|---|-----|--------|--|------------|---|------|
| 51 | 商工農水課 | 99 | 指摘事項 | (企業立地促進奨励助成金) 補助金交付目的である、企業立地と市内の産業振興との関連性について一定程度あることは分かる。しかし、法人税等累計額は、平成25年度で約16億円であり、絶対額では多いとは言えないことから、補助金の成果を判断することができる他の指標等(例えば、売上高)の整備が必要である。また、那覇市民雇用者数については、事業所の移転、廃業や、従業員の退社等の労働実態が反映されていないため、補助交付先団体での就業実態についての調査も必要であろう。 | H27 | 要 | 助成金を交付した団体の財務状況を確認するため、那覇市企業立地促進奨励助成金交付要綱に補助金交付年度以降の決算書の提出を義務付ける条文を新たに追加する。 | 平成27年8月31日 | 平成27年度に那覇市企業立地促進奨励助成金交付要綱を改正し、交付先団体へ追跡調査の協力を義務付けています。平成27年度から補助金交付先団体の法人市民税の納付状況及び那覇市民の雇用状況を調査し、補助交付先団体での就業実態の把握に努めています。 | 処理済み |
| 52 | 商工農水課 | 101 | 指摘事項 | (企業立地促進奨励助成金) 補助交付要綱に定める交付先からの入手資料について 交付先団体の事業の継続性等を財務面から判断するためにも、原則として、団体の決算書等の提出も交付要件に加えるべきである。 | H27 | 要 | 助成金の交付を申請する団体の財務状況を確認するため、那覇市企業立地促進奨励助成金交付要綱第6条(申請書等)に新たに前年度決算書の添付を要件に追加する。 | 平成27年8月31日 | 平成27年度に那覇市企業立地促進奨励助成金交付要綱を改正し、交付申請団体に過去2年分の貸借対照表、損益計算書の添付を申請書類に追加しています。 | 処理済み |
| 56 | なはまちなか振興課 | 113 | 指摘事項 | (那覇市頑張るマザーズ支援基金事業補助金) 当該補助金の目的がどの程度達成されているかについての成果指標の作成が必要である。 | H27 | 要 | 当該補助金の申請様式において、成果指標(目標値)欄を設定する。また、事業報告書の様式においても成果値の記載欄を設け、達成状況の確認を行う。 | 平成27年度 | 当該補助金の申請様式において、成果指標(目標値)欄を設定しました。また、事業報告書の様式においても成果値の記載欄を設け、達成状況の確認を行いました。加えて事業全体の成果指標として、中心商店街全体の通行量を設けました。 | 処理済み |
| 61 | 環境政策課 | 131 | 指摘事項 | (那覇市住宅用太陽光発電システム補助金) 当該補助金の目的は、太陽エネルギー利用システムの導入を促進することにより、地球温暖化防止を図るとともに、市民にエコライフを推進するものであるから、これらの目的がどの程度達成されているか判断しうる成果指標の提示が必要である。また、平成26年6月に改訂された「第2次那覇市環境基本計画」に沿った取り組みも求められる。 | H27 | 要 | 太陽光発電システム導入助成事業は、H26年度の年度中途(7月頃)に沖縄電力の接続保留問題により、新規の申請が見込めなくなっているため、当面廃止し、H27年度からは「住宅用省エネ設備導入促進助成事業」として、太陽熱利用システムとエコキュート(家庭用ヒートポンプ給湯器)の設置費用を補助対象にし、引き続き地球温暖化防止に貢献する。 第2次那覇市環境基本計画における新エネルギー導入と省エネルギー推進は、温暖化対策としての各主体が取組み、関係相互の連携を図りながら計画を推進する。 なお、成果指標については、環境基本計画における本市の「温室効果ガス排出量」を温暖化対策の総合的な指標として、H12年度を基準年度とし、最終年度(H35年度)には、基準年度より5%削減する改善目標を掲げている。 また、温室効果ガス排出量は毎年度公表し、進捗管理を行っていくこととしている。 | 平成27年度 | 住宅用太陽光発電システム導入促進助成事業は、平成26年度をもって事業を終了しました。平成27年度からは、新規事業として「住宅用省エネ設備導入促進助成事業」を開始しました。【助成対象設備：太陽熱利用システム、エコキュート(家庭用ヒートポンプ給湯器)】成果指標として、環境基本計画に掲げている5%(中間目標 平成30年度)を達成するよう取り組みます。 | 処理済み |
| 62 | 環境政策課 | 135 | 指摘事項 | (屋上・壁面緑化助成金) 那覇市監査委員からの指摘にもあるように、当該補助金の事業の執行率はかなり低い。また、事業実施に伴う成果についても、目標値から乖離しており、事業のあり方について再検討が必要である。 | H27 | 要 | 事業執行率(H25年度:54.8%、H26年度:63.8%)は、H23年の東北大地震の影響等により、建物への負荷の懸念や経済状況もあり、目標値を達成できていない。 また、建築物における屋上・壁面緑化は、一定程度の普及が進んでいることもあり、H20年度に第4次那覇市総合計画において設定した目標値(H24年度:16,000㎡、H29年度:26,000㎡)であるが、H15～H26年度までの実績は14,758㎡であり、実現性も考慮しながら、目標値の見直しも必要であると考えている。 今後は、助成対象の見直しを含めた事業のあり方を再検討するとともに、住宅新聞や映像メディアを活用するなど、広報活動の改善を行いながら、手堅に取り組める緑化モデルを製作し、各イベントでの事業PRを推進する。 | 平成27年度 | 市民の友への広報回数を増し、民間広報紙「週刊かふう」への掲載を行いました。また、6件の環境に関するイベントで、緑化に関するパネルやバーゴラ緑化モデルを展示するなど事業PRを実施しました。 これまでの実績を踏まえ、予算措置を縮減したことにより、事業執行率は93.7%、累計実績は、助成件数:218件、緑化面積:15,000㎡となっています。本事業については、一定程度の普及が進んでいることから、本年度をもって終了することとなりました。 | 処理済み |
| 67 | 福祉政策課 | 144 | 指摘事項 | (那覇市社会福祉協議会補助金) (貸付事業) 生活福祉資金貸付事業のうち助け合い金庫貸付事業については、滞納債権を処分した上で廃止すべきである。また、重度心身障害者医療費等貸付事業についても、市社協の事業としては廃止すべきであり、那覇市が自ら行うなどの方法によるべきである。 | H27 | 要 | (改善要) 生活福祉資金貸付事業の助け合い金庫貸付事業については数年実績がないことから、当該法人と廃止を検討していく。 (改善不要) 重度心身障害者医療費等貸付事業は、対象者の方々の医療受診に伴う手続き等の負担軽減を目的とするともに、国保制度上の財政的負担の問題を解消するため実施してきた経緯があり、当該法人による貸付事業を現状のどおり継続し、障がい者福祉の向上に努めていきたい。 | 平成27年度 | 当該法人に現在の状況を確認したところ、同事業について、平成27年度の新規貸付事業は実施しておらず、平成26年度までに貸付した債権の回収を行っている状況です。 債権回収の状況としては、平成27年度に5件の回収を実施し、残るはあと2件の合計82,000円となっています。債権回収の方法について、利用者と調整し、分割により、平成29年度内に回収が終了する見込みとなっています。 回収後は、事業を廃止することで決定しています。 | 処理済み |
| 71 | 障がい福祉課 | 157 | 指摘事項 | (那覇市社会福祉事業補助金(那覇市手をつなぐ育成会運営補助金)) 早急に運営費補助から事業費補助へ切り替えるべきである。また、仮に補助を継続するのであれば、実績報告書のチェックを強化し、年度毎に補助金の必要性についての具体的な検討を行うべきである。さらには、広く団体を一般公募するなどして、より低い金額の補助金支出で済む団体を選定することを検討すべきである。 | H27 | 要 | 平成27年度は事業費補助とするため、平成27年度の事業計画書を求め、内容確認を行った。当該団体は、市内の知的障がいの者の交流促進を実施している団体であり、今後も事業計画を確認し、支出帳票についてもチェックを行っている。交付対象団体の公募については、当該団体は、会員それぞれが市内にある別々の作業所等に所属しているが、その枠を越えて、課題や知的障がいの者の処遇改善並びに交流の場として設立されており、1つにまとめることで有意義な活動を行うことができると考え、公募にはそぐわないと考えます。 | 平成27年度 | 平成26年度の支出経費については、領収書や帳簿の確認を行いました。平成27年からは事業費補助への切り替えを通知を行いました。 | 処理済み |

| ID | 所管部署 | 頁番号 | 指摘区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|-----|-------------------|-----|------|--|-----|--------|--|--------|--|------|
| 72 | ちやーが んじゅう 課 | 160 | 指摘事項 | (那覇市シルバー人材センター運営補助金) 早急に運営費補助から事業費補助へ切り替えるべきである。 コスト削減及び自主財源の確保の努力によって、補助金に依存しない経営を実現することにより、設定最終期である平成29年度ころを目処に補助金を廃止すべきである。 | H27 | 要 | シルバー人材センター事業に対する国の補助事業の考え方は、地方公共団体が運営補助を行うことが前提とされ、市の補助金が国からの補助金算定と関連性があり、運営補助金から事業補助金に切り替える事でシルバーの国からの補助金に与える影響が不明瞭なため、厚労省にも確認をとりながら、改善の努力をしたいと考えております。 | 平成27年度 | 高齢者の経済的自立、介護予防、生きがいづくりや社会参加の効果が、高齢者の雇用安定に関する法律により、シルバー人材センターへの運営補助は地方公共団体の責務であります。また、国の補助金は市の補助金を上回らないとしていることから、市の補助金が減額、廃止されると、国の補助金も減額、廃止となります。以上のことから運営補助金がシルバー人材センターの運営に与える影響は大きく、補助金は継続すべきと考えます。 | 処理済み |
| 80 | こどもみ らい課 | 180 | 指摘事項 | (特別保育事業(単独分・地域活動事業)) 効果面において現在の曖昧な基準では、補助金の枠内で行うべき問題かどうかは疑念が生じる。保育園経営者自ら地域自治会との交流をし、積極的に地域に根ざした催事を行い、地域住民に意識付けをすることが必要であり、本質的には補助金の有無とは関係がない問題である。本補助金の枠内で地域との交流を図るという目的を果たすには、使途を具体的に限定し、明確にする必要がある。 | H27 | 要 | 指摘をふまえ、今後は、補助金の使途(充当経費)を明確に示すとともに、模範的事業(ベストプラクティス)を顕彰する等を検討し、あるべき事業内容の誘導に努めていくこととする。 | 平成27年度 | 補助金の使途(充当経費)を明確に示し、あるべき事業内容を誘導します。また、事業実施状況をとりまとめ、模範的事業を検討します。 | 取組中 |
| | | | | | H28 | 要 | 模範的事業を示し、あるべき事業内容の誘導に努めつつ、補助金の見直しを図っていくこととします。 | 平成29年度 | (実施後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 97 | 生涯学習課 | 226 | 指摘事項 | (那覇市育英会の理事長が市長であることについて) 補助金の交付側と受領側が同一であることは、補助金交付の公平性等につき疑念を抱かせることになり問題である。また、那覇市育英会は公益認定を受け、公益社団法人であることも考慮しなければならない。 市は、他の団体にも同様のケースがあるかどうか調査し、市長が財政援助団体の長に就任できるケースとできないケースについて、指針を定めるなどして明確にすべきである。 | H27 | 要 | 那覇市育英会は、企業や市民から広く寄付金を募り奨学金貸与の原資としている。理事長が市長であるということは、会の知名度を上げ、財政的安定性を確保するうえでも必要とも考えられるが指摘事項を踏まえ改善策がないが那覇市育英会へ働きかける。 | 平成27年度 | 那覇市育英会へ改善策について、検討を促したが「寄付金を安定的に集めるには理事長ポストには市長が適任であり、交付要綱に基づき交付を受けるので公平性は担保されているとの認識であります。公益財団法人沖縄市育英会も理事長に市長が就任しているなど、他市においても事例があります。 | 処理済み |
| 106 | 青少年育成課 | 249 | 指摘事項 | (生涯学習振興費補助金那覇市青少年健全育成市民会議) 那覇市青少年健全育成市民会議は、その目的である「青少年の健全育成を図ること」に対して、どのような具体的な成果があるのかわかりにくい。例えば、青少年の非行防止活動の推進であれば、市内における非行認知件数の減少につながっているなどの具体的な活動成果を示す必要がある。補助金の必要性、同市民会議の公益性は高いが、補助金の具体的な成果の面で説明が不足している。 | H27 | 要 | 市民会議の目的でもある「青少年の健全育成を図ること」は、家庭教育、学校教育、社会教育等の様々な要因が複合的に作用しているものであり、その成果についても市民会議(社会教育)の活動だけを取り上げて結びつけることはできない。 また、「健全育成を図ること」は大人への成長過程での関与なので、成果がすぐ目に見える形で現れるものでなく、長期のスパンで見ることが必要であり、その成果を数値等で具体的に示すのは困難である。 市民会議の活動が目に見える形で示せるよう、その実績について数値化できるものは具体的に記録するとともに、広報部門の強化を図り、市民会議の事業意義・活動内容を各方面に発信できるようわかりやすい資料(パンフレット等)の作成を行うよう促す。広報・周知を通して、より多くの市民の理解を得ること、賛同の輪・活動の場を拡げ、運営の拡充にも繋げていきたい。 | 平成27年度 | 成果や効果を生み出すためには、長期スパンが必要ですが、情報交換や今後の方向性を模索し活動を広げるために、青少協と小中の校長先生方との懇談会等様々な機会を設け関係者の出席の拡充を図っています。これにより、学校関係者と地域住民が協働で事業を行うことができるようつながりの強化を図っています。また、広報については、市民会議の意義の伝達、行った事業の経過・結果を「健やかだより」という広報紙にて市民に伝えるとともに、さらに広報部門の強化を図るため、この広報紙がより多くの市民の目に触れるよう市民会議のイベント時に毎回配布を行っています。また、一市民に複数枚の広報誌を手渡し、イベントに参加していない他の市民にも渡していただけるようお願いしています。このような広報活動を充実させることにより、市民会議が行っている事業、取組に関心を持っていただき、多数の市民の市民会議への賛同活動への参加が促さればと考えております。 | 処理済み |
| 107 | 青少年育成課 | 252 | 指摘事項 | (生涯学習振興費補助金(那覇市青年団体連絡会)) 那覇市青年団体連絡会への補助金が、その設置目的に対して、どのような具体的な成果があるのか、市民に説明する必要がある。 同連絡会の役割の検証や今後の事業運営の再構築が求められる。 | H27 | 要 | 「なは青年祭」の開催については今後も市の財政的支援が不可欠であるが、その他の青年交流事業等の運営については、再構築を図るとともに、事業内容に応じ青年団体連絡会独自の予算により対応してもらおう調整したところである。 青年団体連絡会の活動については、実績をきちんと記録に残し、市民に広く周知してもらえよう、わかりやすい資料(パンフレット等)の作成を行い、広報の充実を図るよう助言を行った。 今後の青年団体連絡会の活性化を図るため、加盟団体の増加や、各種青少年育成団体等との連携を拡げていく方策について、行政側からの協力も継続していきたい。 平成26年度末には事務局を「なは市民協働プラザ」に移転させた。同居する他の各種市民団体と場を共有することにより、情報共有や連携事業の展開等に期待している。 | 平成27年度 | 那覇市青年団体連絡会主催の「なは青年祭」を平成27年11月8日に開催しました。市内の青年団体が交流することで組織の強化につながり、那覇市の伝統文化の振興や、まちづくりに関わる若者の人材育成に寄与するとともに、観光客に那覇市の伝統芸能を実際に見て楽しんでもらえる観光資源になっています。また、「なは青年祭」のチラシを配布して、演舞等を披露することにより、活動成果を広く市民に周知することができました。 同連絡会の加盟団体につきましては、平成27年度、平成28年度にそれぞれ1団体増加しました。平成28年度には、那覇市制施行95周年記念式典の舞台上で演舞を披露して、市民への発表の場を広げています。また、他市(北海道小清水町)の青年会との交流も計画されており、青年団体の連携強化に力をかけています。 | 処理済み |

| ID | 所管部署 | 頁番号 | 指摘区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|-----|------|-----|------|---|-----|--------|--|--------|--|------|
| 108 | 観光課 | 265 | 指摘事項 | 〔那覇市観光協会〕 ・全般的な指摘、意見 全体的に、対象の補助金の積算根拠について、「当法人からの見積(見込)」や「過去からの経緯」によって補助金の金額を算出している。補助金の全体的な交付要綱は存在するが、内容が抽象的であり個々の明確な数値基準がない。また、補助対象者は公募制を導入しておらず、当法人のみで他の申請者は存在することもなく、ほぼ当法人からの見込み額通り金額が支給されている。このような補助金の決定方法では、当法人による補助金を減らそうとする思考が働かない。このため限られた公金を有効活用する観点から、明確な数値基準を作成し、できる限り低く抑える必要がある。 | H27 | 要 | 交付要綱を改正し、補助対象経費等についてより具体的に定めるなど、算定根拠の明確化を図る。 公募制がなじむ補助事業の有無や経費削減手法等についても検討する。 | 平成29年度 | 補助金交付要綱を改正し、28年度より補助対象経費・補助対象外経費・補助率等を明確化したことは、事業費削減に繋がるものと考えております。 また、要綱の内容は、複数の団体からの応募を妨げるものではありません。 | 処理済み |
| 109 | 観光課 | 266 | 指摘事項 | 〔観光協会運営補助金〕 (補助金の算定方法) 当該補助金に係る交付要綱は存在するが、内容が抽象的であり明確な数値基準がない。また、補助対象者は公募制を導入しておらず、当法人のみで他の申請者は存在することもなく、ほぼ当法人からの見込み額通り金額が支給されている。限られた公金を有効に活用する観点から、明確な数値基準を作成する必要がある。 | H27 | 要 | 交付要綱を改正し、補助対象経費等についてより具体的に定めるなど、算定根拠の明確化を図る。 公募制の導入が可能かについて検証する。 | 平成27年度 | 補助金交付要綱を改正し、28年度より補助対象経費・補助対象外経費・補助率等を明確化したことは、事業費削減に繋がるものと考えております。 また、公募制の導入については、本補助金が当該団体の運営に係る支拂であることから、公募制にはそぐわないものと考えております。 | 処理済み |
| 110 | 観光課 | 267 | 指摘事項 | 〔補助金の効果の測定方法〕 当該補助金を利用したことによる効果の測定方法については、「那覇市への入込み観光客数等」としているが、補助金額に見合う効果が十分に発揮されているか検証が行われていない。補助金の有効性の観点から、当該補助金による効果を含めたうえで、交付が行われるべきである。 | H27 | 要 | その他に指標となり得るものがあるか検証する。 | 平成29年度 | 調整の結果見直しが行われ、棧敷席の販売収入は69,720円の増額となり、また正会員費の見直しにより、会費収入は249,000円の増額となりました。 | 処理済み |
| 114 | 観光課 | 269 | 指摘事項 | 〔懇親会に係る経費〕 「那覇市の補助金に関するガイドライン」によると、「客観的に公益上必要性が高いと言えない以下の経費は、原則として補助対象外経費とする。交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、直接事業と関連のない視察旅費・研修費・食糧費等(慰労的なもの等)」の記載がされており、当ガイドラインに照らすと補助対象外経費である。 補助金の金額を決定する際には、当ガイドラインに照らして、事業として必要な経費であるのか慎重に検証し、補助金の金額の決定がなされるべきである。 | H27 | 要 | 交付要綱を改正し、補助対象経費をより一層明確にする。 | 平成27年度 | 補助金交付要綱を改正し、28年度より贈呈経費・懇親会費・飲食費等については補助対象外としました。 | 処理済み |
| 117 | 観光課 | 269 | 指摘事項 | 〔補助金の効果の測定〕 補助金の成果指標が明確にされておらず、補助金の支出効果が把握できない。補助金交付当初の目的が達成されたか否か、補助金の見直しが必要か否かという有効性の判断を行うためにも、客観的な指標等を用いた効果測定を行う必要がある。 | H27 | 要 | 「那覇市への入込み観光客数等」以外に指標となり得るものがあるか検証する。 | 平成29年度 | 那覇三大祭りにおける会場設営等に係る補助金については来場者数を指標とするなど、可能なものについては適宜指標を設定いたしました。 | 処理済み |
| 119 | 観光課 | 272 | 指摘事項 | 〔補助金の算定方法〕 本補助金の算定方法については、過去からの慣習等を踏まえ目安として31,000千円程度となっており、その算定根拠は不明である。補助額の算定の適正性を確保するためにも、算定根拠を明確にする必要がある。 | H27 | 要 | 交付要綱を改正し、補助対象経費等についてより具体的に定めるなど、算定根拠の明確化を図る。 | 平成27年度 | 補助金交付要綱を改正し、28年度より補助率を7割以内とし、また補助対象経費、補助対象外経費を具体的に定めることにより算定根拠を明確化しました。 | 処理済み |
| 122 | 観光課 | 279 | 指摘事項 | 〔那覇爬龍船振興会〕 (一部、決算書が作成されていない) 定款上、作成すること定めている決算書類(付属明細書及び財産目録)が作成されていないため、適切に作成すべきである。 | H27 | 要 | 適切な決算書類の作成について指導する。 | 平成28年度 | 適切な決算書類の作成について指導しました。このような指導を今後も継続して参ります。 | 処理済み |

| ID | 所管部署 | 頁番号 | 指摘区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|-----|-------|-----|------|---|-----|--------|--|--------|--|------|
| 124 | 観光課 | 280 | 指摘事項 | 【那覇彫龍船振興金補助金】 本補助金の対象となる事業内容については、彫龍船遊漕の実施に係る事業補助金であるが、下記の実績報告書上、事業費を上回る補助がなされ、当法人の運営費に係る補助までなされている。これは、本来の補助金の目的からかけ離れているといえる。このため、交付要綱を見直し、適正に補助金を算出し交付すべきである。 | H27 | 要 | 交付要綱を改正し、補助対象経費等についてより具体的に定めるとともに、実績報告の際の関係書類の確認・検証を徹底する。 | 平成28年度 | 補助金交付要綱を改正し、28年度より施行しました。また、実績報告等の関係書類においても確認を徹底しております。 | 処理済み |
| 125 | 観光課 | 281 | 指摘事項 | 【那覇彫龍船振興金補助金(船越明許)】(那覇ハーリー会館建設経費補助) ハーリー会館建設に係る書類(請求書、領収書、決算書その他関連資料等)の管理が適切に行われていなかった。適時確認できるように、また事後的に適切に説明できるようにファイリング等で資料整理すべきである。 | H27 | 要 | 関係書類の整理方法等について指導する。 | 平成27年度 | 関係書類の適切な整理及び管理について指導し、適時確認が可能となりました。 | 処理済み |
| 127 | 観光課 | 289 | 指摘事項 | 【那覇大綱挽保存金補助金】 本補助金の算定方法については、「事業費支出予定表」によることとしているが、現状は過去の慣習等を踏まえ目安として15,000千円程度となっており、その算定根拠は、曖昧なものとなっており、透明性及び客観性を欠いている。本補助金の算定方法を明確にするために、補助金の交付要綱を見直すべきである。 | H27 | 要 | 交付要綱を改正し、補助対象経費等についてより具体的に定めるなど、算定根拠の明確化を図る。 | 平成27年度 | 補助金交付要綱を改正し、28年度より補助率を8割以内とし、また補助対象経費、補助対象外経費を具体的に定めることにより算定根拠を明確化しました。 | 処理済み |
| 131 | 福祉政策課 | 308 | 指摘事項 | 【積立金について】 介護保険事業等財政調整積立金について、現状の設置目的が、規程上の設置趣旨の範囲内かどうかが不明確であり、設置目的を明確にすべきである。また、積立金等は補助金等の金額を算定する際の重要な判断材料にもなると考えられるので、積立金等の設定趣旨、取崩基準及び積立目標額等についての情報開示を積極的に行うべきである。 | H27 | 要 | 当該積立金の設置目的を聴取し、不明確であれば、当該法人へその是正と明確化を求めていきたい。その情報開示については、法人へ働きかけていきたい。 | 平成27年度 | 当該法人に積立金の設置目的について聴取したところ、今後、介護保険制度の法改正等があった際にも安定的な経営が行えるよう積立しており、具体的には、新規事業の投資資金として、また、介護保険事業から撤退した場合の人員費として積立を行っています。なお、積立金の設置規定につきましても、介護保険事業等の安定的な経営に必要な資金を積立てるためと定められているため、設置目的の範囲内と考えます。情報開示につきましては、当該法人のホームページと広報紙にて開示しており、ホームページについては、平成27年度にリニューアルし、決算書や事業報告書等についても掲載しています。ご指摘の積立金の情報開示につきましては、積立金額を決算書の貸借対照表に掲載し情報開示に努めていることを確認しています。今後も適宜、確認を行い、当該法人に情報開示を働きかけていきます。 | 処理済み |

【意見の部】※意見・・・監査結果に添える参考意見(参考提言)とするもの

| ID | 所管部署 | 頁番号 | 指摘区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|----|-----------------------|-----|------|--|-----|--------|---|--------|--|------|
| 4 | 企画調整課 観光課 福祉政策課 | 17 | 意見 | 【交付先団体の組織運営のあり方】 交付先団体は、(i)団体の本来の設置目的に立ち返り、当該団体にしかできない事業で公共性、公益性がより高い事業に集中していく方向で事業を整理すること、(ii)市との関係で、市が行うべき事業と団体が行うべき事業との役割分担の明確化の2つの視点で見直しを進めるべきである。 | H27 | 要 | (企画調整課【要】) 平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画のヒアリングの過程で、事業課に対し個々の補助金について、交付先団体が行うべき事業であるか具体的な内容を確認する。 | 平成27年度 | 外部監査指摘をふまえて改訂した補助金に関するガイドライン(第2版)を全庁へ周知しました(平成27年6月30日)。実施計画要求の際に、必要書類の内容を確認し査定しました(平成27年11月4日)。 | 整理済み |
| | | | | | H27 | 要 | (観光課【要】) (一社)那覇市観光協会の業務について全体的に見直すため、平成27年度より担当職員を配置して取り組んでいる。協会の業務が多岐に渡ることで、相応の調整期間を要すること等から、改善については3年程度を目途とする。 | 平成29年度 | 事務局職員及び観光案内所ほか各事業の現場責任者のヒアリングを実施し、組織や事業運営上の課題を洗い出しました。 | 取組中 |
| | | | | | H28 | 要 | (観光課) イベントやまつりの実施・運営における観光課、観光協会及び関係団体の業務について精査し、事業の統廃合も含め、役割分担の適正化、明確化を図ります。 | 平成29年度 | (検討後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 8 | 企画調整課 | 19 | 意見 | 【実績報告書における決算書のチェック体制】 実績報告書と合わせて提出する決算書については、会計の知識のない担当者でも機械的に検証できるよう、統一した様式を設けてポイントのみ別紙として作成する方法なども考えられる。かなり困難な面もあるとは思われるが、会計の専門家のアドバイスも得ながら工夫していただきたい。さらに、このような状況を補完する意味からも、会計の専門家を含めた第三者による例えば、「補助金審査会」などを設置し、定期的な検証を行うことが必要であろう。 | H27 | 要 | 平成27年6月2日付けで財政課長より各所属長宛「補助金に係る適正な事務手続きの確保について(依頼)」通知済。 平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図り、まずは、実施計画の際に補助金適正化チェックシートを活用して毎年度検証を行う。 | 平成27年度 | 外部監査指摘をふまえて改訂した補助金に関するガイドライン(第2版)を全庁へ周知しました(平成27年6月30日)。実施計画要求の際に、必要書類の内容を確認し査定しました(平成27年11月4日)。 | 整理済み |

| ID | 所管部署 | 頁番号 | 指摘区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|----|-------|-----|------|---|-----|--------|---|--------|--|------|
| 13 | 企画調整課 | 24 | 意見 | (ガイドライン「3 補助金の交付・見直し基準」について) ア.必要性 必要性について疑問のある補助金交付が散見された。たとえば、決算書上、補助金額を上回る剰余金が出ている団体に対し、確たる理由もなく漫然と補助金を交付し続けているケースが存在した。また、同一事業(団体)に対して長期にわたって補助が継続しており、補助の必要性に疑問があり、むしろ補助の長期化・既得権化や補助金への過度の依存という弊害を助長していると考えられるケースも散見された。 | H27 | 要 | 平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画のヒアリングの過程で、事業課が個々の補助金について作成した補助金適正化チェックシートを確認することで、必要性を検証する。また、提出された財務諸表を確認し、事業課の検証の視点を確認する。 | 平成27年度 | 外部監査指摘をふまえて改訂した補助金に関するガイドライン(第2版)を全庁へ周知しました(平成27年6月30日)。実施計画要求の際に、必要書類の内容を確認し査定しました(平成27年11月4日)。 | 整理済み |
| 14 | 企画調整課 | 24 | 意見 | (ガイドライン「3 補助金の交付・見直し基準」について) イ.公益性 補助事業の公益性(補助金額に見合った公益性を有するかどうか)をどのように判断しているか不明なものが散見された。また、補助事業を民間団体から公募すれば足りると思われ、必ずしも行政が関与する必要がないと思われるケースも存在した。 | H27 | 要 | 平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画のヒアリングの過程で、事業課に対し個々の補助金について、補助金額に見合った公益性を有するかが確認する。また、行政の関与の必要性についても、補助金適正化チェックシートを活用し検証する。 | 平成27年度 | 外部監査指摘をふまえて改訂した補助金に関するガイドライン(第2版)を全庁へ周知しました(平成27年6月30日)。実施計画要求の際に、必要書類の内容を確認し査定しました(平成27年11月4日)。 | 整理済み |
| 15 | 企画調整課 | 24 | 意見 | (ガイドライン「3 補助金の交付・見直し基準」について) ウ.有効性 補助の効果については必ずしも数値化等によって測定することが困難な場合も存在する。しかしながら、そもそも補助の効果について報告を求めて来なかったケースや、明らかに補助金額に見合った効果が上がっていないケース、同一団体への実質的な重複補助と考えられるケースが散見された。 | H27 | 要 | 平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画のヒアリングの過程で、事業課が個々の補助金について作成した補助金適正化チェックシートを活用して補助金に見合った効果があるか事業内容及び重複補助等を確認し有効性を検証する。 | 平成27年度 | 外部監査指摘をふまえて改訂した補助金に関するガイドライン(第2版)を全庁へ周知しました(平成27年6月30日)。実施計画要求の際に、必要書類の内容を確認し査定しました(平成27年11月4日)。 | 整理済み |
| 16 | 企画調整課 | 25 | 意見 | (ガイドライン「3 補助金の交付・見直し基準」について) エ.公平性 補助事業を民間団体から公募すれば足りると思われ、必ずしも行政が関与する必要がないと思われるケースが存在した。また、当該補助対象団体が事業を行うべき必要性に乏しく、補助が長期化・既得権益化しており、市民から見ても公平性に疑問を持たれかねないケースも存在した。 | H27 | 要 | 平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画のヒアリングの過程で、事業課が個々の補助金について作成した補助金適正化チェックシートを活用して公平性の観点から検証を行う。 | 平成27年度 | 外部監査指摘をふまえて改訂した補助金に関するガイドライン(第2版)を全庁へ周知しました(平成27年6月30日)。実施計画要求の際に、必要書類の内容を確認し査定しました(平成27年11月4日)。 | 整理済み |
| 18 | 企画調整課 | 26 | 意見 | (その他の観点からの考察) イ.財政基盤が安定している団体への補助 決算書上、補助金額を上回る剰余金が出ている団体に対し、確たる理由なく漫然と補助金を交付し続けているケースが存在した。また、補助対象団体における年度ごとの決算状況が異なるにもかかわらず、年度ごとに検討が加えられることなく、漫然と同じ金額の補助が継続しているケースが散見された。 | H27 | 要 | 平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画のヒアリングの過程で、事業課が個々の補助金について作成した補助金適正化チェックシートと根拠資料となる財務諸表を活用し、補助金に見合った効果があるか、毎年度検証を行う。 | 平成27年度 | 外部監査指摘をふまえて改訂した補助金に関するガイドライン(第2版)を全庁へ周知しました(平成27年6月30日)。実施計画要求の際に、必要書類の内容を確認し査定しました(平成27年11月4日)。 | 整理済み |
| 19 | 企画調整課 | 26 | 意見 | (その他の観点からの考察) ウ.団体運営費(人件費)補助について 安易な運営費補助(人件費補助)が継続しているケースが多数見受けられた。 | H27 | 要 | 平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画のヒアリングの過程で、事業課に対し個々の補助金について、団体運営費の人件費等、具体的な内容を確認する。 | 平成27年度 | 外部監査指摘をふまえて改訂した補助金に関するガイドライン(第2版)を全庁へ周知しました(平成27年6月30日)。実施計画要求の際に、必要書類の内容を確認し査定しました(平成27年11月4日)。 | 整理済み |
| 20 | 企画調整課 | 26 | 意見 | (その他の観点からの考察) エ.補助率 補助率は原則として補助対象経費の2分の1を上限とする規定にもかかわらず、補助率が2分の1以内に抑えられているケースは少数であり、補助率2分の1を超える補助金が漫然と交付され続けており、それによって、補助金への依存が高まり、補助対象団体の自立に向けた取組みの遅滞を招いていると思われるケースが多数存在した。 | H27 | 要 | 平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画のヒアリングの過程で、事業課が個々の補助金について作成した補助金適正化チェックシートを活用し、補助率について確認する。 | 平成27年度 | 外部監査指摘をふまえて改訂した補助金に関するガイドライン(第2版)を全庁へ周知しました(平成27年6月30日)。実施計画要求の際に、必要書類の内容を確認し査定しました(平成27年11月4日)。 | 整理済み |

| ID | 所管部署 | 頁番号 | 指摘区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|----|-------------------------------|-----|------|---|-----|--------|---|---------|--|------|
| 24 | 福祉政策課 こどもみらい課 ちやーがんじゅう課 | 30 | 意見 | (内部留保の観点) 調査結果から、ほぼ9割の団体先等(56件中51件が該当)で補助金を上回って翌年度への内部留保があることが伺える。ただこれは、単に内部留保があるとの結果であり、現金預金等の資金的裏付けがあることは別の話になる。なぜなら、多額の固定資産を保有している場合が想定されるからである。 | H27 | 要 | (福祉政策課【要】) 内部留保金の保有目的等を確認し、補助金額の検討を行う。 | 平成27年度 | 内部留保について当該団体に確認したところ、積立金設置規程に基づき、保有目的の範囲内で積立を実施していると確認しました。よって、平成28年度の補助金額の減額について、実施しないものとし、次年度以降については、繰越金の確認を行い、必要があれば、補助金の減額について検討を行っていきます。 | 整理済み |
| 27 | 観光課 福祉政策課 | 34 | 意見 | (観客性がマイナスの団体先について) 赤字の経常増減差額率の団体先については、直ちに法人経営の安定性を損ねるおそれは低いが、社会福祉法人を管轄している本市の立場から、費用の削減等、さらなる経営改善を求める必要がある。 | H27 | 要 | (観光課【要】) 団体と協議しながら過去の支出状況等を検証し、費用削減策や自主財源の比率を高める方法について検討する。 | 平成29年度 | 協議の結果、棧敷席の販売や協賛金収入、正会員費を値上げし自主財源確保に取り組んでいただきました。なお27年度の自己収益率は10.9%となっています。 | 整理済み |
| 29 | 観光課 | 38 | 意見 | (社)那覇市観光協会の自己収益比率(72.48%)について) 補助金と寄附金による依存度は、27%であり下記の2団体に比べると依存度は高くないが、当団体の独立採算性を高める手立てが必要である。 | H27 | 要 | 自主財源の比率を高める方法について検討・調整する。 | 平成29年度 | 協会における大きな収入源である会員会費の早期納付、口座振替利用の推進や、未納会費の回収、整理に取り組みました。 | 取組中 |
| | | | | | H28 | 要 | 新規会員の獲得に継続的に取り組むとともに、ショップなどは運営強化策についても、検討・調整を行います。 | 平成29年度 | (検討後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 30 | 観光課 | 39 | 意見 | (一般社団法人 那覇大綱挽保存会の自己収益比率(9.41%)について) 補助金と寄附金で収入の9割を超えている。あまりに補助金と寄附金に依存し過ぎており、補助金や寄附金がなければ存続は厳しい。まず、団体の自立性を確保する観点から、参加料の徴収等により自主財源を確保する必要性がある。 | H27 | 要 | 棧敷席の販売、関連商品やロゴの作成・活用等の自主財源確保策について検討・調整する。 | 平成29年度 | 調整の結果、棧敷席の販売や協賛金収入、正会員費を値上げし自主財源確保に取り組んでいただきました。なお27年度の自己収益率は10.9%となっています。 | 整理済み |
| 31 | 観光課 | 39 | 意見 | (社)那覇龍船振興会の自己収益比率(0.01%)について) 収益の内訳をみると、収入のほぼ全額が補助金である。補助金が無ければ組織としての存続は見込めないと考えられる。補助金類の経営体制を改善し、早急に、イベント事業に係るグッズ商品の販売等、団体の自主財源確保に取込むべきである。 | H27 | 要 | 平成25年度はハーリー会館建設補助があったことから低い数値になっているが、例年は10%前後である。さらに自主財源の比率を高める方法について検討・調整する。 | 平成29年度 | 競漕参加チームより参加費を徴収するなど財源確保に取り組んでおり、27年度は自己収益比率が32.1%まで改善しています。 | 整理済み |
| 33 | 総務課 | 54 | 意見 | (南部市町村会の役割について) 南部市町村会を単独で設置する必要性がほとんど認められないことから、広域3団体の統合も視野に置いて組織の見直しを進めるべきである。 | H27 | 要 | 広域3団体それぞれの設置趣旨、事業内容を検証し、事務事業の整理、統合等について調査研究を行う組織づくりについて要請していく。 | 平成27年度 | 広域3団体は、設置根拠が異なり、それぞれが固有の事務を抱えていることから、事務事業の統合は困難であると考えますが、事務内容については、一部明確に分離されていなかったため、整理するよう指摘しました。 | 整理済み |
| 34 | 総務課 | 54 | 意見 | (財政調整積立金について) 市は、南部市町村会に対して、職員退職金としての積立てであれば規定を設定し、退職給付引当資産として毎期必要額を積立てよう求めるべきである。 | H27 | 要 | 当該積立金に職員退職に伴う積立てが計上されているのであれば、退職給付引当資産への計上等、必要な措置を講じるよう求める。 | 平成27年度 | 財政調整積立金は、財源の調整を行う必要な資金を積み立てるための基金ですが、当該積立金に職員退職金としての積立ては含まれていないことを確認したため、措置は求めません。 | 整理済み |
| 35 | 総務課 | 55 | 意見 | (防災行政無線(デジタル・アナログ)電波利用料、MCA無線電波利用料) 今後、市内における防災行政無線等の効果も勘案しながら、必要箇所の検討及び設置を進める必要があるものと思われる。 | H27 | 要 | 防災行政無線は、災害時に屋外で活動している方への主要な災害情報伝達手段の一つであるため、市民の安全・安心確保を図る観点から難聴地域の調査を実施する。 また、MCA無線については災害時に混雑のない安定した通信が可能であるなど、その有用性が阪神淡路大震災、新潟中越地震においても実証されている。また、本市の防災訓練等において活用しMCA無線の有用性を検証する。 | 平成27年度～ | 防災行政無線放送が聞こえづらい難聴地域については、テレビ・ラジオ、エリアメール、防災気象情報メール等を活用して災害情報等入手するよう周知を図っております。また、MCA無線機につきましては、那覇市総合防災訓練等においてその有用性が確認されましたので、今後も訓練等において活用してまいります。 | 整理済み |
| 38 | 市民生活安全課 | 67 | 意見 | (那覇市自治会等保安灯電気料相当額補助金) 公益性の観点のほか、補助金額に見合う効果が十分に期待できるものであること(有効性の観点)、他の団体等との間で公平性が保たれていること(公平性)の基本的な視点が必要。 (保安灯を設置した)特定の自治会等の一部の住民の親睦費用等に充てられるのは公平性の観点から問題があると思われるので、補助目的を電気料金補助として改めるべきである。 | H27 | 要 | 平成28年度から実施している当該事業は安全安心を図りながら、自治会の活性を図ることを目的として行っている。自治会活性化の為に、事業の拡大実施を促していたところであるが、電気料還元による会員の負担軽減を図ることで自治会の活性化に充てられることから、今後は申請自治会等との意見交換を行いながら電気料金補助への移行を検討していく。 | 平成27年度 | 平成28年4月1日より、申請団体の電気料のみを補助対象とすることで、要綱を改正(平成28年3月決裁)しました。 | 整理済み |

| ID | 所管部署 | 頁番号 | 指摘区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|----|------------|-----|------|--|-----|--------|---|----------|---|--------|
| 39 | まちづくり協働推進課 | 71 | 意見 | (那覇市自治会長連合会事業補助金) (自治会の加入率) 今後、どのように参加しやすい自治会を構築していくか自治会のあり方も含め検討が必要であろう。 | H27 | 要 | 平成26年度市民意識調査からもわかるように、自治会の活動や存在を知られていないケースが多いことから、広報活動の充実を促し、参加しやすい自治会の構築を支援する。 また、那覇市自治会長連合会研修会等で検討された加入拡大に向けた取り組みを支援する。 | 平成27年度 | 平成27年10月より、各支部の自治会で毎月実施している定例会について、本市HPにて公開を実施し、また、那覇市自治会長連合会が作成した広報誌についても本市HPに掲載する予定です。 同連合会研修等で検討された加入拡大に向けた取り組みについては、現在、同連合会と調整中です。 | 取組中 |
| | | | | | | | H28 | 要 | 毎月実施されている各支部の自治会定例会の議題については、本市HPにて公開していますが、那覇市自治会長連合会が作成した広報誌についても本市HPに掲載する予定です。 また、同連合会と調整の上、自治会活動の取り組み内容について、「広報なは市民の友」に掲載し、自治会加入促進の支援を行ってまいります。 | 平成28年度 |
| 41 | まちづくり協働推進課 | 77 | 意見 | (那覇市自治会事務所賃借料補助金) 交付先団体については、補助目的に沿った使用が図られているか、市の定期的な検証が必要である。 | H27 | 要 | 補助目的に沿った使用が図られているか確認し、必要に応じて検証を行う。 | 平成27年度 | 自治会からの補助金申請及び実績報告の際に、那覇市自治会事務所賃借料補助金交付要綱に基づいた活用がなされているか書類等を審査しており、必要に応じて、補助を受けている自治会事務所等の現場確認も実施しています。 | 整理済み |
| 43 | まちづくり協働推進課 | 80 | 意見 | (那覇市コミュニティ助成事業補助金) 今後も当初の目的とおりの利用がなされているか定期的な検討が必要である。 | H27 | 要 | 補助目的に沿った使用が図られているか確認し、必要に応じて検証を行う。 | 平成27年度 | 那覇市コミュニティ助成事業補助金交付要綱に基づいた活用がなされているかは書類等で審査しています。なお、必要に応じ、当該補助で購入した物品等の活用状況について現場確認し、目的に沿った活用が図られているかの検証を行っています。 | 整理済み |
| 50 | 商工農水課 | 97 | 意見 | (水産物流通支援事業補助金(市漁マダロ等水産物流通支援補助金)) ・イベント大会補助について 補助金ガイドラインによれば、「補助が長期にわたる場合や、特定の相手方への補助が常態化している場合がある。公益性や、他団体との公平性の観点に立ち、個別に事業内容を精査するとされていることから、今後の事業の継続性も含め、毎年、必要性の見直しが必要である。 | H27 | 要 | 本市が全国有数のマグロ産地であることや、市の魚が「マグロ」であることを各種イベント等で周知を図っているが、認知度がまだ低いため事業継続の必要性を感じている。事業の継続については、実績報告書により成果目標の達成状況を把握して検討することとしている。 | 平成27年度 | 実施日：平成27年8月3日、12月21日、平成28年2月29日 ・提出のあった実績報告書を基に公益性や、他団体との公平性及び事業の必要性の観点からイベント内容を精査しています。 ・相手方の選定にあたっては、事業計画時に前年度実績報告等を踏まえ総合的に判断しております。 | 整理済み |
| 64 | 環境保全課 | 138 | 意見 | (漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会負担金) ・負担金の負担割合等について 設置当初の負担額が記載された、「説明資料」は存在するが、「覚書」などの正式な文書はないとのことであった。負担金の額が変動する場合などに備え、正式な「覚書」等を作成することが望ましい。また、センターの運営費についてもその適正化が図れるよう、市としても毎年検証することが必要である。 | H27 | 要 | ・漫湖水鳥・湿地センターの運営の適正管理の面から、負担金の設定に関して覚書等の必要性は認識している。この件につき去った3月の幹事会において提案し、引き続き担当委員会場で議題に挙げて協議していくことを確認した。各構成団体の実情を踏まえ、類似したセンターの事例を参考にしながら、覚書等の締結が望ましいか検討する。 ・センターの運営費については、毎年那覇市、豊見城市の会計管理者による監査を行い、環境省那覇自然環境事務所、沖縄県環境部、那覇市、豊見城市の4機関で構成される当管理運営協議会の総会において、予算・決算書の承認がなされている。 | 平成27年度 | 漫湖水鳥・湿地センターの運営の適正管理の面から、負担金の設定に関して覚書等の必要性は認識しており、平成27年3月24日の幹事会において同センター運営負担金に係る「覚書」等の作成について那覇市外部監査の意見が出されていることを報告し担当委員会等において協議を行っていただくことを確認しました。 平成27年4月22日に環境省那覇自然環境事務所、沖縄県環境部、那覇市、豊見城市の4機関で構成される「平成27年度漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会総会」において、予算・決算書の承認がなされています。 | 整理済み |
| 78 | こども政策課 | 174 | 意見 | (学童保育と新制度における今後の市町村の関与についての意見) 2015年4月以降の新制度の施行後は、那覇市でも、より児童クラブの運営における指導業務を強化するとともに、交付金の安定・継続的な予算化が求められる。 | H27 | 要 | 平成27年2月に新制度の交付基準額が公表され、6月に沖縄県主催の説明会が開催。 平成27年9月補正にて、新制度に基づく予算要求を行う。 | 平成27年9月末 | 「那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を策定し、児童クラブへの指導・監査体制を強化しました。 また、平成27年3月策定の「那覇市こども・子育て支援計画」に放課後児童クラブの計画についても盛り込んだほか、こども・子育て支援交付金交付要綱(内閣府 平成27年9月11日付)に基づき、平成27年9月補正にて新制度に基づく予算編成をおこないました。 | 整理済み |
| 79 | こどもみらい課 | 178 | 意見 | (特別保育事業(単独分・障がい児保育事業)) 基準額の算定根拠に十分な合理性があるとは言えない。障がい児の保育について知識・経験等を有する専任の保育士を配置するにあたり、十分に必要な人員費負担を算定する必要がある。 補助金の支給基準額も中度及び軽度と区別している根拠も合理性があるとは言えない。人員配置基準は軽度・中度ともに同一基準であるのに、人員費負担では多寡があるのでは、新規に障がい児受け入れ事業を始めようとする認可保育園の参画を阻害する要因なる可能性がある。障がい児に対する公的手当の基準である中度と軽度という一律の基準によって、保育士の実務上の保育負担の多寡も判断されているが、その判断基準が適正かどうかの検証がされているとはいえない。 | H27 | 要 | 児童の障がいの程度(軽度・中度)に関わらず一律の人員配置基準(児童3人につき1人)を適用している。指摘の通り、現実的には軽度対応の人員と中度対応の人員に保育技能の優劣を設定することはできず、補助金の支給基準額に差を設けることは合理的とはいえない。 このようなことから意見をふまえて、障がい児を保育する加配保育士を配置した場合、児童3人までを保育する保育士1人の人員費(保育所運営費国庫負担金における保育士の本棒基準額による)を基準額とする補助制度にあらためるべく調整を行うものとする。 | 平成28年2月 | 障がい児を保育する加配保育士を配置した場合、児童3人までを保育する保育士1人の人員費(保育所運営費国庫負担金における保育士の本棒基準額による)を基準額とする補助制度にあらためるべく調整を行っています。 | 取組中 |
| | | | | | | | H28 | 要 | 意見をふまえて、引き続き、障がい児を保育する加配保育士を配置した場合、児童3人までを保育する保育士1人の人員費(保育所運営費国庫負担金における保育士の本棒基準額による)を基準額とする補助制度にむけて調整を行います。 | 平成28年度 |

| ID | 所管部署 | 頁番号 | 指摘区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|-----|----------------|-----|------|---|-----|--------|---|--------|---|--------|
| 91 | 建築工事課 環境保全課 | 210 | 意見 | (住宅騒音防止対策事業費補助金) 当該補助金は、法律により対象区域及び基準日が限定されているため、一定時点の指定地域内の住民に限定して交付される事業費補助である。 冷暖房機の更新工事は、毎年一定数あるが、冷暖房機設置後、10年経過した場合は故障の有無に関わらず対象台数とされるため、実施率は全体で約50%前後となっており、実施率の向上が求められている。 また、騒音指定区域が限定されているため、区域の境界線付近の住民は当該補助が受けられないなどの不公平感ももたせるところから、住民からの要望も踏まえつつ、指定地域の見直しが必要ではないかと考える。 | H27 | 要 | 【実施率の向上:改善の必要性/要】 実施率向上の為に、例年助成対象者に対し冷暖房機の更新工事に関する希望聴取(ハガキ送付、電話連絡)を実施している。また、冷暖房機の更新工事を実施するか否かは助成対象者の意向によるが、現状の実施率となっている。しかしながら、約50%前後の実施率であることから、助成対象者への周知方法の見直し・検討(ホームページや広報紙への掲載)を行い、また助成対象者への希望聴取時に「実施しない理由」の回答を求め、その理由を検証し、対策を検討する。 【指定地域の見直し:改善の必要性/不要】助成対象区域は、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」により航空機の騒音により生ずる障害が著しいと認め国土交通大臣が指定する特定飛行場の周辺の区域「第一種区域」の範囲内との規定がある。その為、第一種区域の範囲内において住宅の騒音防止工事の助成を実施している。 | 平成27年度 | 更新工事の内容を那覇市市民便利帳に掲載し、助成対象者へ希望聴取(ハガキ送付、電話連絡)を実施しました。 | 取組中 |
| | | | | | | | H28 | 要 | 助成対象者へ希望聴取(ハガキ送付、電話連絡)を実施し、希望聴取時に「実施しない理由」の回答を求め、その理由を検証し、対策を検討します。 | 平成28年度 |
| 93 | 予防課 | 215 | 意見 | (那覇市女性防火クラブ補助金) 那覇市女性防火クラブの果たす役割は高いと思われるが、現実的には、構成メンバーは、ボランティアであること、また、平均年齢も65歳と高齢化が進んでおり、会の運営体制面で不安が残る。 他の自治体の事例も参考にしながら、今後の運営方法を検討する必要がある。また、同クラブの実際の活動状況は、市民にあまり知られていないと思われるので、積極的に活動内容等を広報する必要がある。 | H27 | 要 | 会員の加入促進のため女性防火クラブを中心とした訓練に、地域の市民が参加しやすい曜日、時間帯にあわせて実施すると共に消防職員も参加し、生活者の視点に立ち、居住地で予想される災害危険を盛り込んだ日常生活に役に立つ研修内容などに取り組み活性化につながるきっかけを作り構築する。 広報活動に関しては、市民の友、関係機関が発行する広報紙、ホームページなどを活用し積極的なPR活動に努める。 | 平成27年度 | 多くの地域住民が参加できるよう平日の夕方や、土日を利用した活動を実施し、消防職員も支援いたしました。 消防出初め式においては、炊き出し訓練だけでなく、消防団員と同様に隊列行進を実施し活動のPRを行いました。 また、同クラブの活性化、新たな会員の加入に向けた取り組みの実施が必要であること及び、今後の活動方針等を役員、各支部長と確認しました。 | 整理済み |
| 100 | 市民スポーツ課 | 233 | 意見 | (飲料水自動販売機収入について) 那覇市の教育財産等に自動販売機を設置し、自動販売機の販売手数料を収入として設置団体が収受することについては、「市有施設における自動販売機設置事業者の選定に係る基本方針」及び「同基本方針を受けた「教育財産における自動販売機設置に係る事務処理要領」により定められている。 事務処理要領に基づき、那覇市体育協会が、市有施設の自販機設置事業者として認められているが、自販機設置事業者選定は、上記基本方針にあるように公募が原則であり、また、「当分の間」認められているに過ぎないので、今後は、自販機収入に頼らない運営を目指す必要がある。 | H27 | 要 | 那覇市体育協会の活動の目的は、スポーツの普及・振興であり、その活動を充実させるために自動販売機収入があてられている。現段階においては、自動販売機収入以外の収入を見い出すことは困難である。今後は、他市町村の体育協会の状況も確認しながら、自動販売機収入に代わる収入について研究していく。 | 平成27年度 | 沖縄県内のNPO化した4体育協会を確認したところ、那覇市体育協会を含む2体育協会は自販機収入を収益事業としていますが、残りの2体育協会は自販機収入はない状況でした。 団体によっては自販機収入を受けていない団体もありましたが、那覇市体育協会の本業業務については、自販機収入が収入の3割を占めており、これに代わる収入を見い出すことも難しいことから「当分の間」、自販機設置事業者とされてきたものです。 今後は、指定管理事業など、同協会の他の収益事業の収支状況も見ながら、自販機設置事業者の選定のあり方も見直していくものとします。 | 整理済み |
| 111 | 観光課 | 267 | 意見 | (那覇市観光協会運営補助のあり方) 市は、観光協会を那覇市観光振興の重要なパートナーと位置づけるのであれば、中長期的視点から、事務局体制の強化も含め積極的に支援すべきである。そうではなく、他の観光関連団体の一つとして捉えるのであれば、観光協会の自立化に向けたよりいっそうの取組みを促すべきである。市の現在の対応はどちらとも分らない。本来、市が補助金や委託金などの財政支援を行うのは、支援する事業の高い公共性や公益性などが求められるからであり、そのような事業を行う団体にふさわしい場合には、当該団体への運営補助の公益上の必要性や補助金額の妥当性が認められる。市は、「協働による観光振興」における観光協会の役割を再検討する必要がある。 | H27 | 要 | (一社)那覇市観光協会の業務について全体的に見直すため、平成27年度より担当職員を配置して取り組んでおり、協会の役割の再検討もやっている。 | 平成29年度 | 検討した結果、観光協会は協働による観光振興に取り組む上での重要なパートナーであることが再確認され、今後の支援強化を継続的に検討することとなりました。 | 整理済み |
| 115 | 観光課 | 269 | 意見 | (事業費の検証) 補助金を利用された事業費の検証について、事業費支出の請求書や領収書等の証憑を確認するのみで、発生した経費が事業費として本当に必要であったものであるのか、取引の内容の検証まで行われていない。書類の照合等の形式的な検証のみでなく、取引の内容まで踏み込んだ、実態調査・検証まで行う必要がある。 | H27 | 要 | (一社)那覇市観光協会の業務について全体的に見直すため、平成27年度より担当職員を配置して取り組んでいる。事業実施内容についても検証する。 | 平成29年度 | 補助金交付要綱を改正し、28年度より補助対象を明確化するとともに、事業に含まれる経費の必要性について、検証を強化しました。 | 整理済み |

| ID | 所管部署 | 頁番号 | 指摘区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|-----|------|-----|------|---|-----|--------|---|--------|---|------|
| 116 | 観光課 | 269 | 意見 | (業者の選定方法) 当法人の業者選定方法について現状は、候補の業者に、事業内容、金額を提示した上で、各候補の業者によるプレゼンテーションの結果、一番得点を集めた業者に決定するというものであった。当該方法だと、先に金額が提示されているため、当該価格が相場に合った金額かどうかわからない。また、事業費を抑える観点から適切であるとは言えない。このため、事前に金額を提示するのではなく、それぞれの業者から見積書を出してもらい、見積書と比較して業者選定する必要がある。 | H27 | 要 | (一社)那覇市観光協会の業務について全体的に見直すため、平成27年度より担当職員を配置して取り組んでいる。契約手法等についても検証する。 | 平成29年度 | プレゼンテーションの審査において、価格も評価項目に加えるよう、調整しております。 | 整理済み |
| 118 | 観光課 | 272 | 意見 | [観光まちづくり整備補助金](那覇まちまーい)・各コースの実績比較について すべてのコースについて採算性や収支計画と実績(利用率、スタッフの稼働率等)の比較等の事前事後の各コースの検証がなされていない。また、一部のコースについては採算の収支計画すら作成されていない。「那覇まちまーい」事業を自立させるためには、採算性があるのか、計画と実績との比較等の事前事後の検証を実施することが、コスト改善や収益性アップ等につながり、最終的に事業としての自立につながる。今後は各コースの採算性改善や予実比較等により、各コースの見直しを行い、「那覇まちまーい」事業としての自立性向上に努めるべきである。 | H27 | 要 | (一社)那覇市観光協会と、各コースの採算性を把握する手法について調整する。 | 平成27年度 | 各コースの催行回数及び人数等については把握されましたが、コースごとのコスト把握方法については、まだ確立されておりません。 | 取組中 |
| | | | | | H28 | 要 | 引き続き、各コースのコスト把握方法について検討を行います。 | 平成28年度 | (検討後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 120 | 観光課 | 272 | 意見 | (事業費の検証) 本補助金の金額を決定する際に、事業費の領収書等のチェックが行われているが、本補助金の目的に沿った経費であるか、発生した経費の内容までの検証が適切に行われていない。限りある補助金を、有効にかつ効果的に利用するために、取引の実態に踏み込んだ検証を行う必要がある。 | H27 | 要 | (一社)那覇市観光協会の業務について全体的に見直すため、平成27年度より担当職員を配置して取り組んでいる。事業実施内容についても検証する。 | 平成27年度 | 補助金交付要綱を改正し、28年度より補助対象を明確化するとともに、事業に含まれる経費の必要性について、検証を強化しました。 | 整理済み |
| 123 | 観光課 | 279 | 意見 | (自主財源の確保について) 当法人としての自己収入をあげる仕組み、自立した運営体制作りが必要。 (例)ロゴマークやロゴデザインを制定し、知的財産として保護すると同時に、使用許諾権を有効に使うことで、当法人の収入確保に結びつける。 船着場にスロープをつくることで、クレーンによる積み下ろしに係る業者への費用は削減でき、修学旅行や観光客等に、ハーリーに気軽に乗れるようなツアーを組むことで収入確保につながる。予選大会を実施し、参加チームが増えることは参加料収入アップにつながり、収入確保につながる。 今後は、ハーリー会館を開放に係る入場料収入や那覇ハーリー事業に係るイベントグッズ販売等考えられるため、当法人の経営を見直し、自主財源確保に努めることが望ましい。 | H27 | 要 | 自主財源の比率を高める方法について検討・調整する。 | 平成29年度 | 振興会に現状のヒアリングを行い、組織体制や運営体制に係る課題を洗い出しました。 | 取組中 |
| | | | | | H28 | 要 | 平成27年度に実施したヒアリング内容を踏まえて、事業化へ向けて取り組んでいけるよう支援します。 | 平成29年度 | (検討後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 126 | 観光課 | 288 | 意見 | (那覇大綱襖保存会) (自主財源の確保について) 那覇大綱襖という伝統文化を継承していくためにも、那覇大綱襖を事業として自立させることが重要になってくる。 (例)那覇大綱襖としてのイベントに係るキャラクターやロゴを作成・活用することで、その使用料収入であったり、グッズなどの商品販売につながるように思われる。 補助金まかせという運営基盤の弱さは、今後、祭りを観光資源と捉え、活用し、継続的に運営していく上で、よりこえなければならぬ課題である。そのためにも、自己財源確保をあげる仕組み作りと自立した運営体制作りが望まれる。 | H27 | 要 | 棧敷席の販売、関連商品やロゴの作成・活用等の自主財源確保策について検討・調整する。 | 平成29年度 | 調整の結果見直しが行われ、棧敷席の販売収入は69,720円の増額となり、また正会員費の見直しにより、会費収入は249,000円の増額となりました。 | 整理済み |

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【平成25年度テーマ】

公の施設の管理運営及び指定管理者制度に関する事務の執行について

| 合計 (件数) | | | 措置状況 | | |
|---------|-------|-----|--------|------|----|
| 指摘の件数 | 意見の件数 | | 改善の必要性 | 処理区分 | 件数 |
| — | 139 | 139 | 要 | 改善済み | 10 |
| | | | | 取組中 | 87 |
| | | | 不要 | — | 42 |

| 平成26年度措置状況 | | | | |
|------------|----|--------|--------|----|
| 指摘の件数 | | 改善の必要性 | 処理区分 | 件数 |
| — | 87 | 要 | 処理済み | — |
| | | | 取組中(A) | — |
| | | | 未措置 | — |
| 意見の件数 | | 改善の必要性 | 処理区分 | 件数 |
| 87 | | 要 | 整理済み | 50 |
| | | | 取組中(A) | 37 |
| | | | 未措置 | 0 |

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

| 平成27年度措置状況 | | | | |
|------------|----|--------|--------|----|
| 指摘の件数 | | 改善の必要性 | 処理区分 | 件数 |
| — | 37 | 要 | 処理済み | — |
| | | | 取組中(A) | — |
| | | | 未措置 | — |
| 意見の件数 | | 改善の必要性 | 処理区分 | 件数 |
| 37 | | 要 | 整理済み | 24 |
| | | | 取組中(A) | 13 |
| | | | 未措置 | 0 |

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成25年度包括外部監査に対する改善措置票

＜改善措置の記載について＞

- (1) 「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合、あるいは検討する必要がある場合に「要」と記載されます。
- (2) 「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
- (3) 「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「－」が記載されます。
- (4) 「実施日及び～」欄には、実施内容や検討結果が記載されます。実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらが出てから記載されます。
- (5) 「処理区分」欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。「意見」については、市の考えが整理できた場合や改善がされた場合は「整理済み」と記載されます。改善取組中や検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「－」が記載されます。また、改善すべきとされていたものの、取り組んだ結果対応することが困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

第1号様式(第3条関係)

(平成25年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

| ID | 頁番号 | 指摘区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|----|-----|------|--|-----|--------|--|--------|---|-------|
| 10 | 40 | 意見 | ①モニタリングの重要性 ・モニタリング評価結果については、情報公開されなければならない。 | H26 | 要 | 年度内を目標にモニタリングに関する基準の作成に取り組んでおります。評価結果については、市ホームページ等で公表を行う予定となっております。 | 平成27年度 | 評価結果を公表することとしたモニタリング関係規程を平成26年8月に策定した。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | 平成27年度モニタリング(対象は平成26年度)の実施報告書、及び総合評価票を公表することとしている。 | 平成27年度 | モニタリング評価結果については、平成27年8月に公表しました。 | 整理済み |
| 11 | 41 | 意見 | ②監査対象指定管理者のモニタリング状況について ・収支同額となるような決算書の提出を速やかに改め、実態に即した収支が記載された決算書が提出することとされたい。 | H26 | 要 | 各施設所管課において、指定管理事業に即した決算書を作成するよう指定管理者と調整し、年度終了後に提出される事業報告書で確認を行うこととしております。 | 平成27年度 | 収支決算書の参考書式を定めたモニタリング関係規程を平成26年8月に策定した説明会を行った。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | 年度終了後の事業報告書、及び平成27年度モニタリング(対象は平成26年度)にて確認を行う。 | 平成27年度 | 実態に即した収支が記載された決算書の提出について、改善されていることを確認しました。 | 整理済み |
| 14 | 43 | 意見 | ③第三者評価制度について ・施設のサービス内容について専門的知見を有する外部有識者などの視点を導入することも重要だと考えられる。 ・指定期間終了時には必ず外部評価を導入することが望ましい。 | H26 | 要 | 市としてモニタリングに関する基準を統一した上で、モニタリング制度の向上に努めていきたいと考えております。第三者評価制度については、平成27、28年度のモニタリングの改善状況等の確認を踏まえ検討したいと考えております。 | 平成29年度 | 平成26年8月にモニタリング関係規程を策定した。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | 平成29年度の検討に向けて、平成27年度モニタリング(対象は平成26年度)の実施状況の確認を行う。 | 平成29年度 | 平成27年度モニタリングは適正に行なわれていることを平成27年8月に確認しました。平成28年度以降も、同様に確認していくこととしました。モニタリングの状況をふまえた外部有識者の導入、指定期間終了時の外部評価の導入についての検討は、次年度に引き継ぐこととしました。 | 取組中 |
| | | | | H28 | 要 | 外部有識者の導入、指定期間終了時の外部評価の導入についての検討をおこないます。 | 平成29年度 | (実施又は検討後、その内容が記述されます。) | 取組中 |

| ID | 頁番号 | 指摘区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|----|-----|------|--|-----|--------|--|------------|---|-------|
| 16 | 44 | 意見 | ③収支等決算書の作成方法に不備がある。 ・収支差額あるいは損益がゼロになっている。 ・収支等決算書の中に指定管理者自身に対する「委託費」が含まれている。 | H26 | 要 | 各施設所管課において、指定管理事業に即した決算書を作成するよう指定管理者と調整し、年度終了後に提出される事業報告書で確認を行うこととしております。 | 平成26年度 | 各施設所管課にて事業報告書にて確認を行った。尚、平成26年8月にモニタリング関係規程を策定し平成27年度(対象は平成26年度)のモニタリングにあたっている。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | 平成27年度モニタリング(対象は平成26年度)にて確認を行う。 | 平成27年度中 | ・収支差額あるいは損益がゼロになっていることについて、改善されていることを確認しました。 ・指定管理者自身に対する「委託料」について、改善されていることを確認しました。 | 整理済み |
| 21 | 61 | 意見 | (那覇市NPO活動支援センター 事業の妥当性及び実施状況について) ・条例上、事業が明確に定められている以上、事業を遂行すべきである。 | H26 | 要 | 【業務遂行】 ・平成26年度において、前年の事業計画の見直しを行い事業実施を図る。具体案として、コミュニティビジネス講座の実施、企業の社会的責任(CSR)意識調査の実施、企業向けNPO講座を実施する。 | 平成26年度末 | 企業協働のイベントを新たに実施した。企業向けNPO講座への基礎調査と企業の社会的責任(CSR)意識を把握することを目的にアンケートを行った。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | アンケート集計を元に企業の社会的貢献を推進する研修・自主事業を展開する。 | 平成27年度末 | 前年度実施した、企業対象のアンケートに回答した企業(30社)に企業の社会貢献活動を説明した資料を送付し、地域貢献活動への協力を求めました。自主事業では、企業と連携して児童生徒を対象に科学技術への関心を高める事業として「親子ドローン教室」を開催しました。平成28年度は、直営により事業を行うこととしています。 | 整理済み |
| 29 | 81 | 意見 | (那覇市IT創造館 収支の状況について) 一般管理費と委託費の扱いを修正し、指定管理者の事業に係る損益をより適正に表示することが必要である。 | H26 | 要 | 収支決算の作成については、一般管理費を計上するべきでない旨指導し、確認を行う。 | 平成27年3月31日 | 指定管理者に対し指導を行い、平成27年5月31日に提出された平成26年度実績報告書において確認したが、一部改善の余地がある。指定管理者への指導を強化し、継続して実施する。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | 平成26年度実績報告書を指定管理者から本市に平成28年5月末までの提出をもって改善の確認をする。 | 平成28年5月31日 | 指定管理者から自己への委託廃止により委託費の扱いを修正しました。一般管理費も通帳口座写しの提出を求めると収支状況を市が把握することで改善しました。 | 整理済み |
| 30 | 82 | 意見 | (那覇市IT創造館 事業の評価について) モニタリング評価を着実に実施されることが必要である。 ある程度の専門性が必要な施設においては、指定期間満了時など一定期間ごとに外部の専門家に評価を委ねることも検討されたい。 | H26 | 要 | モニタリング評価について着実に実施する。又、外部の専門家による評価については、予算がともなうものであることから、平成26年度内に今後の方向性を決定する。 | 平成27年3月31日 | 那覇市指定管理者のモニタリングを平成27年度から実施することとした。外部専門家による評価は、運営審議会において行うこととした。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | モニタリング評価結果を8月を目途に市民に向けて本市ホームページ上で公表する。 | 平成27年8月31日 | 全庁的にモニタリング評価を実施しました。指定期間満了を迎えるにあたり、平成27年11月に外部専門家で組織する那覇市IT創造館運営審議会に現在の指定管理者の運営状況を報告しました。平成28年度以降の指定管理者が選定された際は、実績の評価は審議会に委ねます。 | 整理済み |
| 32 | 87 | 意見 | (那覇市伝統工芸館 収支の状況について) 指定管理料は、ビルの共益費に相当する金額が機械的に設定されているが、本来は、工芸館に係る利用者の満足度を出来る限り充足させようとする視点から指定管理料の水準を決定することが必要である。 | H26 | 要 | 指定管理料の設定については、一部改善の必要があったため、次期募集にかかる業務仕様書の中の販売収入等の蔵入部分に増収となるように仕様を改善している。H29年度の次期指定管理募集及び指定管理のあり方について、更なる改善の検討をおこなう。 | 平成30年3月31日 | H27年3月に締結した業務仕様書により、指定管理者の収入増が見込まれ、利用者の満足度を満たすサービスができるように改善を実施した。 H29年度指定管理者募集時に、H27・H28年度の結果を受けて検討する。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | H29年度指定管理者募集時に、H27・H28年度の結果を受けて検討する。 | 平成30年3月31日 | H29年度指定管理者募集時に、H27・H28年度の結果を受けて検討します。 | 取組中 |
| | | | | H28 | 要 | H29年度指定管理者募集時に、H27・H28年度の結果を受けて検討します。 | 平成29年度 | (実施又は検討後、その内容が記述されます。) | 取組中 |

| ID | 頁番号 | 指摘区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|----|-----|------|---|-----|--------|--|------------|--|-------|
| 36 | 102 | 意見 | (金城老人憩の家について) 健全者に対する利用機会をできるだけ公平にする、あるいは、老人福祉の必要度の高い高齢者へのサービスを厚くすることが、老人福祉センターの利用機会にあまり恵まれない他地域の納税者を納得させるのに有用と考える。 | H26 | 要 | 指定管理者に対し、利用機会の公平等について改善をするよう文書等の指導を行い、改善状況を確認する。 | 平成27年3月31日 | 総合福祉センターの指定管理において改善を促している。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | 引き続き指定管理者に対し、改善をするよう文書等の指導を行い、確認する。 | 平成28年3月31日 | 健全者も含め当該施設の利用者については、公開抽選で決定しており、平等に利用機会を合える方法をとっています。 | 整理済み |
| 45 | 124 | 意見 | (那覇市安謝複合施設 施設の状況について) 施設の適切な維持管理修繕が使用者によって、計画通り適性に行われているか定期的に検査する必要がある。 大規模修繕に備えて日本赤十字社沖縄県支部は、余剰金を積み立てることになっているが、計画通り積立金が積み立てられているかどうかについても定期的検査が必要である。 | H26 | 要 | 平成27年度に予定している社会福祉施設指導監査時に積立計画書等の提出を求め検査を行う。 | 平成28年3月31日 | 平成27年度中に社会福祉施設指導監査時において検査実施予定。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | 平成27年度に予定している社会福祉施設指導監査時に積立計画書等の提出を求め検査を行う。 | 平成28年3月31日 | 建物の使用・保持に必要な修繕については実施されているが、具体的な大規模修繕に関する余剰金積立については実施されていないことが確認されました。 | 取組中 |
| | | | | H28 | 要 | 平成28年度も引き続き建物の使用・保持に必要な修繕及び積立計画書等の提出を求め検査を行います。 | 平成28年度 | (実施又は検討後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 46 | 124 | 意見 | (那覇市安謝複合施設 利用料金について) 安謝老人憩の家及び安謝児童館については、他の老人福祉センター、老人憩の家、児童館と同様に利用料金制にし、指定管理者が利用料金を活用することを前提にした指定管理料を積算すべきである。 | H26 | 要 | 条例改正により平成24年4月から利用料金制になっているが、指定管理料に利用料金を積算していないため、次期(H29～H33予定)指定管理者選定作業の際に積算する。 | 平成29年3月31日 | 実績報告等で状況を確認している。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | 次期(H29～H33予定)指定管理者選定作業の際に積算する。(指定管理指針に全庁的な取扱がある) | 平成29年3月31日 | 平成28年度に実施する指定管理選定作業の中で、指摘事項も含めて指定管理料の再積算を行います。 | 整理済み |
| 47 | 125 | 意見 | (那覇市安謝複合施設 人件費について) 業務に応じた適正な人件費の計上を見積もって積算すべきである。 | H26 | 要 | 次期(H29～H33予定)指定管理者選定作業の際に積算する。 | 平成29年3月31日 | 実績報告等で状況を確認している。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | 次期(H29～H33予定)指定管理者選定作業の際に積算する。 | 平成29年3月31日 | 平成28年度に実施する指定管理選定作業の中で、指摘事項も含めて指定管理料の再積算を行います。 | 整理済み |
| 48 | 125 | 意見 | (那覇市安謝複合施設 資金収支内訳表について) 収支状況が適正に表示されていない決算書を改める必要がある。 | H26 | 要 | 平成26年度決算から詳細な支出明細書の提出を求める。 | 平成27年3月31日 | 平成27年3月31日付で改善通知を発送。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | 引き続き指定管理者に対し、改善をするよう文書等の指導を行い、確認する。 | 平成28年3月31日 | 口頭による改善指導を行いました。その結果、詳細な支出明細書が整理された決算報告等の提出がありました。民営化した部分につきましては情報交換を行いながら収支状況把握の必要性が生じた時は速やかに提出を求めたいと考えております。 | 整理済み |

| ID | 頁番号 | 指摘区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|----|-----|------|---|-----|--------|---|------------|--|------------------|
| 49 | 133 | 意見 | (那覇市末吉老人福祉センター、那覇市壺川老人福祉センター、那覇市辻老人憩の家 施設の状況について) 障害者用トイレについては、利用者がいつでも快適に利用できるように、整備すべきである。開設時、起債により取得し、現在使用不能となっているソーラーシステム設備の撤去について、施設の有効活用の面から検討を要する。多額の機械設備等を設置する場合は、使用可能期間、維持管理費、除却費用等も検討すべきである。 | H26 | 要 | 障害者トイレについては改善するよう指導し改善を確認する。 ソーラーシステム設備の撤去については、多額の費用を要するため現状では撤去は難しい。関係部局を交えて検討する。 | 平成27年3月31日 | トイレに関しては平成27年3月31日付で改善通知を発送。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | ソーラーシステム設備の撤去については、多額の費用を要するため現状では撤去は難しい。予算措置に向け関係課と調整する。 | 平成28年3月31日 | 障がい者用トイレについては改善済みです。ソーラーシステムについては関係課と調整中です。 | 取組中 |
| | | | | H28 | 要 | ソーラーシステム設備の撤去については、多額の費用を要するため現状では撤去は難しい。予算措置に向け関係課と調整します。 | 平成28年度 | ソーラーシステム設備の撤去については、多額の費用を要するため現状では撤去は困難です。また、ソーラーシステム設備が設置されている場所が、階段が急で当該施設利用者(高齢者や児童)への提供には危険性も含め厳しい状況にあります。よって、費用対効果等を考慮した結果、施設解体時に同時に撤去することが望ましいと判断しました。 | 実績報告等で状況を確認している。 |
| 52 | 136 | 意見 | (那覇市末吉老人福祉センター、那覇市壺川老人福祉センター、那覇市辻老人憩の家 施設利用料について) 利用料金制において、指定管理者が利用料金制を活用することを前提にした指定管理料を積算すべきである。 | H26 | 要 | 指定管理料に利用料金を積算していないため、次期(H29～H33予定)指定管理者選定作業の際に積算する。 | 平成29年3月31日 | | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | 指定管理料に利用料金を積算していないため、次期(H31～H35予定)指定管理者選定作業の際に積算する。 ※上記の平成26年度改善計画における指定管理者設定作業時期について、期間誤りのため「H29～H33予定」を「H31～H35予定」として平成27年度より修正記載。 | 平成31年3月31日 | 平成28年度に実施する指定管理選定作業の中で、指摘事項も含めて指定管理料の再積算を行います。 | 整理済み |
| 53 | 137 | 意見 | (那覇市末吉老人福祉センター、那覇市壺川老人福祉センター、那覇市辻老人憩の家 財務状況について) 指定管理者の提出する事業報告書が適正に作成されるよう指導すべきである。 | H26 | 要 | 平成26年度決算から詳細な支出明細書の提出を求める。 | 平成27年3月31日 | 平成27年3月31日付で改善通知を発送。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | 引き続き指定管理者に対し、改善をするよう文書等の指導を行い、確認する。 | 平成28年3月31日 | 口頭による改善指導を行いました。その結果、詳細な支出明細書が整理された決算報告等の提出がありました。 | 整理済み |
| 60 | 156 | 意見 | (那覇市母子福祉センターについて) 母子寡婦世帯の就労支援や相談など、それに応えられる程度の指定管理料の設計を行う必要がある。 | H26 | 要 | 事業の充実を図るよう指定管理者と協議し、次の指定管理者選定に向けて、見合うような指定管理料の設計を行う。 | 平成28年4月1日 | 指定管理者とのモニタリング等、協議を行い、新たな講座や他事業との連携などで事業の見直しを図った。指定管理料の設計については、H27年度に内容の見直しを行う中で指定管理料の設計を行う。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | 平成28年度の新たな指定管理者協定の締結に向けて、内容の見直しを行う中で指定管理料の設計を行う。 | 平成28年4月1日 | 平成28年度の新たな指定管理者協定締結に向けての調整の中で、従来の活用の少なかった土曜日について、平日は仕事等で相談に来られない利用者向けに、事前予約による相談業務を行うことで事業内容の充実を計り、設定されている指定管理料の範囲内で事業の拡大が可能であるという結果になりました。 | 整理済み |

| ID | 頁番号 | 指摘区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|----|-----|------|--|-----|--------|---|------------|---|-------|
| 68 | 171 | 意見 | (那覇市緑化センター 収支の状況について) 飲食店の施設使用料については、固定部分のほか、一部店の収益に応じた変動使用料の設定ができるようにすることが望ましい。 | H26 | 要 | 飲食店の施設使用料については、当指定管理期間が平成27年度までの契約期限であり、平成28年度の新契約に合わせて検討し方針を決める。 | 平成28年度 | 平成27年度の公募に向け、飲食店収入の検討に関わる資料や情報収集を行った。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | 平成27年度中に次期指定管理者の公募を行うため、その際に、施設利用形態の変更も含め検討を行う。 | 平成28年度 | 飲食店に係る施設利用料については、平成27年度時の指定管理者において、見直し(引き上げ)を行いました。また飲食店による緑化推進活動としては、来店者へ苗木の無料配布を開始し、一部収益の還元を行なう等一定の改善を図っています。 平成28年度からの指定管理者においても、平成27年度改定内容を継続しています。今後も緑化センターの利用実態を注視し、利用状況に応じた収益が緑化センターへ還元されるよう対応していきます。 | 整理済み |
| 69 | 178 | 意見 | (那覇市波の上ビーチ広場 波の上ビーチ広場に係る収支の状況について) 波の上ビーチ広場における自主事業は、なかば恒常的に、一般事業の収支の穴埋めとして機能している状態にあるものと捉えられる。一般事業自体の収支の改善が望まれるところである。 | H26 | 要 | 一般事業及び自主事業における収支について精査、検証し改善策を検討する。また、波の上ビーチ広場施設を改修して、施設利用者を増やす等により一般事業費の収支改善を計る。 | 平成28年3月31日 | ・平成26年度の指定管理者の更新から、改正された指針に則り指定管理料を算定し、一般事業と自主事業の収支を整えている。 ・ビーチ広場施設の改修は平成27年度中に行う | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | ビーチ広場施設の改修を行う | 平成28年3月31日 | ビーチ広場施設の改修については、「平成27年度 旭ヶ丘公園シャワー棟整備工事(建築)」にて完了しています。 | 整理済み |

| ID | 頁番号 | 指摘区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|----|-----|------|--|-----|--------|--|---------|--|-------|
| 74 | 188 | 意見 | (那覇市立森の家みんな 施設の今後の在り方について) 単に利用者数の増加のみを指定管理者に求めるのではなく、本来の設置目的に立ち返り、今後の施設利用の在り方について再検討する必要がある。 | H26 | 要 | 本市としては、利用者の増加のみを求めているものではなく、本来の設置目的に沿い、研修室等の施設利用や宿泊事業の強化についても、指定管理者に対し調整を行っているところである。施設利用の在り方、特に宿泊事業については、利用者の利便性を考慮し、市民が利用しやすい新たな仕組み作りの導入も模索していくとともに、今後も引き続き指定管理者と協議を行う。また、市民に向けて、利用促進につなげる広報活動の強化を図っていききたい。 ■今年度最初の校長連絡協議会において、市内小中学校の校長に向けてみんなの利用を呼び掛けた。(平成26年5月実施) ■従来「3ヶ月前から」であった利用予約受付期間を「6ヶ月前から」に早め、利用者の利便性を高めた。(平成26年5月から実施) ■インターネットによる広報活動の強化、電子受付の検討(平成26年度実施予定) | 平成26年度末 | <ul style="list-style-type: none"> ■校長連絡協議会における、市内小中学校の校長へのみんな利用の呼び掛け。(平成26年5月実施) ■利用予約受付「3ヶ月前から」を「6ヶ月前から」に早めた。(平成26年5月から実施) ■インターネット上にホームページを開設し、広報活動の強化を図った。(平成26年度実施) ■施設使用の申請書類の様式を、上記ホームページからダウンロードできるようにするとともに、ファックスでも受付できるようにし、利用者の利便性を高めた。(従来は直接来所による受付のみ) | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | 平成26年度には指定管理者との協議を重ねる中で一定の理解を得られ、従来の受付方法をいくつか改善してもらい、利用者の利便性を高め、その増加につなげるための方策を図ることができた。 今後も引き続き協議していく中で、平成27年度においてはモニタリングを活用し、評価項目の分析も行う中から、よりよい施設運営の在り方について検討し、その方策を共に探っていききたい。 | 平成27年度 | <ul style="list-style-type: none"> 森の家みんなが、本来の設置目的である「自然の中での野外活動及び集団生活を通じて、子どもたちの健全な育成を図るための施設」であることを指定管理者と確認し、定例的に協議を重ねました。平成27年5月にモニタリングを行い、利用者のサービス向上を目指し次のように改善実施しました。 ■HP上で、施設の写真の掲載やプログラムの数を増やしたり、プログラムシートや利用申請書の記載例を作成したりと利用者へのサービス向上に努めました。 ■毛布やマット等の寝具類の日干しについて、利用者が使用したものは別管理にし、使用後は干したりクリーニング機をあてる等により、衛生面を強化しました。また宿泊施設に空気清浄機も設置し利用者の要望に応えるよう整備しています。 ■平成27年4月には、市内小中の校長会だけでなく、教頭会においても、みんなの利用を呼びかけ、児童生徒の研修の場としての活用をお願いしました。 | 整理済み |
| 75 | 204 | 意見 | (那覇市体育施設、那覇市営奥武山体育施設指定管理者の収支状況について) 収支剰余金、特定預金支出の可否も含め、指定管理料の精算の在り方についても再検討する必要がある。 | H26 | 要 | 指定管理期間内の単年度において剰余金が生じた場合は、翌年度の事業の充実を図ることや、また、指定期間内で次年度の指定管理料を減額するなど、精算のあり方について検討する。 | 平成26年度 | 平成26年度収支計算において特定預金支出を廃止した。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | 平成27年度は那覇市体育施設、那覇市営奥武山体育施設の指定管理者の選定を行う。募集要項、仕様書の中で指定管理に関する運用指針(平成26年7月策定)に基づき、剰余金が生じた場合は2分の1を那覇市に納入することとする。 | 平成27年度 | 平成27年度は那覇市体育施設、那覇市営奥武山体育施設の指定管理者の選定を行いました。募集要項、仕様書の中で指定管理に関する運用指針(平成26年7月策定)に基づき、剰余金が生じた場合は2分の1を那覇市に納入することとしました。 | 整理済み |

| ID | 頁番号 | 指摘区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|----|-----|------|---|-----|--------|--|----------|---|-------|
| 82 | 213 | 意見 | (那覇市営住宅 アンケートについて) 指定管理者が管理を行っていることを住民に周知徹底するべきである。 また、回答を得られやすいアンケート項目や記載方法とするなどして、できるだけ「未回答」をなくすべきである。 さらに、指定管理者は、住民からのアンケート結果に基づき、利便性やサービス向上を図るべきである。 | H26 | 要 | 周知を図るため、入居者への文書には指定管理者の名称を明記し、アンケート内容を改善、集計結果及び要望への対応状況の公表を検討するよう指示(平成26年6月13日付)。アンケート結果を利便性やサービス向上に活用する。 | 平成27年4月末 | アンケート結果については、3月に開催した自治会長会にて報告し、各集会所に結果を貼り出し住民へ周知した。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | プライバシーの面でアンケートに回答しづらい等の意見もあり、入居者が安心してアンケートに回答出来るように、鍵付の回収ボックスを設置する等工夫する。また、要望等に関しても高齢者の方でも回答しやすいように、(例えばいくつかの項目の中から複数選ぶようにする等)アンケート回答(要望)のしかたを工夫し、回収率アップと、サービス向上を図る。 | 平成28年4月末 | アンケート調査については、回収ボックスの位置の変更や、施錠をするなど、入居者が安心して回答できるよう改善をおこない回収率向上を図ることができました。(平成28年3月実施)指定管理者は、アンケート結果に基づき、改善を図る体制を整え、市民サービスの向上を図っています。また、指定管理者が管理していることについて、通知文書や、平成28年1月に実施した入居者募集に係る新聞広告、本市広報などにも明記して周知を図っています。 | 整理済み |
| 92 | 236 | 意見 | (那覇市療育センター 立地状況について) 他の施設との合築等の工夫により、建設財源を確保する機会が見込めるならば、耐用年数に縛られることなく、果断に立地の変更を行うよう、機動的に検討する必要がある。 | H26 | 要 | 他の公共施設の新築・改築等の情報収集を行い、合築の可能性について検討する。 | 平成30年度 | 改築計画策定中の施設との合築について、療育センターの整備計画等情報の提供を行うが、まともななかったため、継続とする。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | 他の公共施設の新築・改築等の情報収集を行い、合築の可能性について検討する。 | 平成30年度 | 改築計画策定中の施設との合築についての情報収集を継続実施するとともに、療育センターの在り方及び整備計画を策定しました。その内容を踏まえ、新設又は改築施設との合築の可能性について継続して検討してまいります。 | 取組中 |
| | | | | H28 | 要 | 他の公共施設の新築・改築等の情報収集を行い、合築の可能性について検討します。特に、公立保育所の整備計画に乗せる方向性を検討します。 | 平成30年度 | (実施又は検討後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 94 | 240 | 意見 | (那覇市保育所 保育所施設の状況について) 市は、少なくとも現行基準に照らした耐震度調査を行い、リスクの程度を把握すべきである。 | H26 | 要 | 老朽化が指摘されている施設について安全面を確保しつつ、厳しい財政状況を勘案したうえで、部としての優先順位をつけながら耐震度調査の予算化を図り順次対応する。 | 平成27年度 | 大道保育所、松川保育所を優先して耐震度調査の予算要求をしたが平成27年度に予算化出来なかった。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | 引き続き耐震度調査の予算化を図る。 大道保育所、松川保育所については施設の安全性向上のための応急措置を行う | 平成28年度 | 耐震化調査の予算化は出来なかったが、大道保育所は、平成28年度改修工事を行うことになりました。 松川保育所は、閉所予定(時期未定)なので、耐震度調査を行うことは厳しい状況です。 | 取組中 |
| | | | | H28 | 要 | 大道保育所は、平成28年度改修工事を行うため、今後設計依頼をおこないます。 | 平成28年度 | 大道保育所は、平成28年度改修工事を行うため、現在設計依頼中です。 ほふく後の2歳児未満に対する1人当たりの面積については、国の基準どおりに改善してまいります。 | 整理済み |

| ID | 頁番号 | 指摘区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|-----|-----|------|---|-----|--------|--|--------|--|-------|
| 112 | 269 | 意見 | (那覇市民会館 収支の状況について) 多額の費用の支出を余儀なくされている以上、漫然と施設運営をするのではなく、経費削減の可能性や施設存続の必要性について、絶えず慎重に検討しなければならないであろう。 | H26 | 要 | 市民の豊かで文化的な生活を支える重要な施設として考えている。今後は、施設の安全性も考慮しながら、自主事業や貸館事業をとおして施設の必要性に対する市民理解に努めます。また、現在計画中の新たな文化芸術発信拠点施設の建設に向けては、維持管理コストの低減について十分に検討します。 | 平成30年度 | 市民会館は建物や機材の老朽化により、利用者へ制限せざるを得ないこともあるが、現在も多くの市民利用がある。またこれまで培われてきた市民文化を後退させないためにも必要性を感じている。 現市民会館の業務委託料の見直しを検討し、舞台技術業務委託料の経費削減を図った。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | 市民会館は、現在も多くの市民利用があり、文化振興に果たす役割はこれまで同様に大きい。 新市民会館の開館が、事業計画の見直しによって33年度に延長されたことから、今後も施設の安全性を考慮するとともに、経費の適切化にも配慮しながら、文化振興に資する事業の実施に努めます。 | 平成30年度 | 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく耐震診断業務の準備作業を行いました。それに伴い、耐震診断後に今後の市民会館の在り方について検討する期間を設けるため、会館使用の受付期間をを1年前から6ヶ月前へと変更しました。 施設の運営においても、安全性を考慮しながら経費の削減を可能な限り行いました。 | 取組中 |
| | | | | H28 | 要 | 耐震診断を行い、その結果を基に総合的に判断したうえで改修計画等の今後の在り方を検討します。 | 平成30年度 | (実施又は検討後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 113 | 270 | 意見 | (那覇市民会館 人件費について) 業務の効率化による人件費削減を目指すべきであろう。 | H26 | 要 | 新たな文化芸術発信拠点施設の建設を予定しており、同施設の管理運営手法については、指定管理者制度の導入も含めて検討する。 | 平成30年度 | 新市民会館への指定管理者制度の導入について検討し、管理運営ルール及び運営形態についての検討事項・課題を整理した。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | 業務の効率化に努めるとともに、新文化芸術発信拠点施設への指定管理者制度の導入について引き続き検討する。 | 平成30年度 | 会館維持・補修管理に必要とされる技師職員について、新市民会館建設室配置の技師職員による兼務ができないうかが検討を行いました。 新文化発信拠点施設については県外の先進施設を視察等を行うことにより、管理運営計画に向けた基礎資料を得ることができました。 | 取組中 |
| | | | | H28 | 要 | 会館維持・補修管理に必要とされる技師職員については、新市民会館建設室の技師職員の兼務による業務を進めていきます。また、業務量についても適正なのかどうかを見極めていきます。 新文化芸術発信拠点施設の指定管理者導入については、施設の基本設計と連携して進める必要があるため、相互に調整を行いながら取り組んでいきます。 | 平成30年度 | (実施又は検討後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 118 | 280 | 意見 | (那覇市民ギャラリー 高額な賃借料と共益費) 高額な賃借料と共益費の負担を免れ、低廉な費用負担とするために、施設の移転を検討すべきであろう。 | H26 | 要 | 新たな文化芸術発信拠点施設に市民ギャラリーの設置が可能であるか移転の可能性も含め検討する。 | 平成30年度 | ファミリーマネジメントの指針に基づき、他の市の施設への移転の可能性について、庁内で調整を行っている。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | 他の市の施設への移転に向けて関係部署との調整を図る。 | 平成30年度 | 現在商工農水課が検討しているぶんかテンプス館の新たな運営方針において、市民ギャラリー移転を案として取り込んでもらえるよう調整を行いました。 | 取組中 |
| | | | | H28 | 要 | ぶんかテンプス館の審議会による運営方針検討会議において市民ギャラリーの移転を検討案として取り込んでもらうために、資料を作成し提出します。 | 平成30年度 | (実施又は検討後、その内容が記述されます。) | 取組中 |

| ID | 頁番号 | 指摘区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|-----|-----|------|---|-----|--------|---|------------|--|-------|
| 123 | 293 | 意見 | (第一牧志公設市場、牧志公設市場 財政状況について) 現状において、指定管理者制度を導入し、その効果を確認してみるのもよいのではないかとと思われる。 | H26 | 要 | 第一牧志公設市場再整備事業にて運用形態の検討を行う予定となっており、その中で、現状での指定管理者制度導入の可能性を検討する。 | 平成28年3月31日 | 公設民営を基本とし、引き続き管理運営手法について検討を進める。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | 公設民営を基本とし、引き続き管理運営手法について検討を進める。 | 平成28年3月31日 | 平成27年度においては、管理運営手法について具体的に議論するまでは至らず平成28年度へ持ち越しました。 | 取組中 |
| | | | | H28 | 要 | 公設民営を基本とし、第一牧志公設市場再整備基本計画の中で管理運営手法の検討を行います。 | 平成28年度 | (実施又は検討後、その内容が記述されます) | 取組中 |
| 124 | 297 | 意見 | (なは商人塾 施設の利用状況について) なは商人塾というネーミングにもかかわらず、経営に関する研修会、相談等の事業は行われていない。当該施設の有効活用について、市民ニーズを把握し、事業の再検討を行う必要があると思われる。 | H26 | 要 | 商人塾の活用方法について、周辺商店街や利用者へのニーズ調査を行い、有効活用に向けた事業の再検討をする。 | 平成27年3月31日 | 商人塾のあり方について検討中。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | 商人塾のあり方について検討を進めていく。 | 平成28年3月31日 | 経営に関する研修会や相談等の件数は増えており、市民ニーズはあるものと考えています。今後は、事業内容を充実させ、商業の活性化と地域経済の振興を図ります。 | 整理済み |
| 125 | 298 | 意見 | (なは商人塾 指定管理者制度の導入について) なは商人塾は、利用状況に示されるように、有効に活用されていない。原因を分析したうえで、市民ニーズを把握し、市民サービス向上のために指定管理者制度の導入も検討すべきである。 | H26 | 要 | 商人塾の有効活用について、事業再検討をすと併に、指定管理者制度の導入についても検討する。 | 平成27年3月31日 | 商人塾のあり方について検討中。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | 商人塾のあり方について検討を進め、指定管理者導入の可否について検討を行う。 | 平成28年3月31日 | 当該施設については、事業者及び商店街育成の観点から無償で使用の許可処分を行っています。また、公設市場(雑貨部)内にあり、その規模が小さいことから、指定管理者制度にはなじまず、当面直営で運営することとします。 | 整理済み |
| 127 | 299 | 意見 | (にぎわい広場 指定管理者制度の導入について) イベント関連については、民間の得意とする分野でもあり、指定管理者導入によって、民間の能力を活用し、施設を利用したサービスの向上が図れる可能性がある。 | H26 | 要 | にぎわい広場の今後の利用について、イベントなどの目的から、近接する第一牧志公設市場の立替に伴う仮設市場や工事資材置き場などの目的変更が考えられる。よって、現時点での指定管理者制度導入の検討はできないが、平成27年度策定予定の中心市街地活性化基本計画の中で、利用方針を明らかにするのに伴い指定管理者制度導入の検討をする。 | 平成28年3月31日 | 老朽化した第一牧志公設市場の立替候補地となっており、現時点での指定管理者制度導入の検討はできない。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | 第一牧志公設市場再整備事業の動きを見ながら、引き続きその可否を検討する。 | 平成28年3月31日 | 平成27年度に第一牧志公設市場再整備計画を策定し、その中で再整備場所も決定予定でしたが、市場関係者との調整に時間を要したため、平成28年度に策定を繰り越しました。当該再整備事業の動きを見ながら、引き続きその可否を検討します。 | 取組中 |
| | | | | H28 | 要 | 第一牧志公設市場再整備事業において、有識者などで行く外部検討委員会を計7回開催予定しており、建替え場所は9月までに決定予定。その結果を踏まえ、可否を検討します。 | 平成28年度 | (実施又は検討後、その内容が記述されます) | 取組中 |

| ID | 頁番号 | 指摘区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|-----|-----|------|---|-----|--------|--|--|--|-------|
| 128 | 303 | 意見 | (那覇市立公民館 施設の状況について) 中央公民館の敷地は沖縄県の県有地となっているが、改修、建替、移転、他の公民館への統合等、安全性の面から検討を要する時期にあるものと思われる。 | H26 | 要 | 老朽化が指摘されている施設の安全面を確保しつつ、厳しい財政状況を勘案し、部としての優先順位をつけながら順次対応する。 改修については、施設の維持管理に要する経費を毎年予算計上しており、修繕を適宜実施している。 今後、他の公共施設整備の進捗状況の情報を収集しつつ、他の公共施設の整備計画等との整合性を図りながら、平成30年度までの概ね5年間で方針を決定できるような検討を進める。 | ●方針決定については平成30年度を目途とする。 ●施設の維持管理については、現施設が存続する限り毎年度実施 | 中央公民館・図書館は、建物管理者が剥離等の危険個所がないか目視で安全確保を図っている。平成26年度は、雨漏り修繕などをおこなった。他の公共施設整備計画を踏まえながら引き続き情報収集等を行う。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | 修繕必要箇所は適宜修繕して施設使用に支障が生じないよう対処する。中央公民館の建替等の抜本的な解決方法については、他の公共施設の整備計画や財政状況を見ながら判断する。 | 平成30年度 | 他の公共施設の整備計画について情報収集を行いました。 | 取組中 |
| | | | | H28 | 要 | 他の公共施設整備計画を踏まえ、検討を行います。 | 平成28年度 | (実施又は検討後、その内容が記述されます) | 取組中 |
| 129 | 305 | 意見 | (那覇市立公民館 利用状況について) 公民館施設の有効活用のために、指定管理者制度を導入している他県の状況も参考にしつつ、公民館の教育的機能を高めるためなどのような管理運営が望ましいか更なる検討を行うべきである。 | H26 | 要 | 平成25年8月に公立公民館(生涯学習センター含む)へ指定管理者制度を導入している中核市及び特例市、17市に対しアンケート調査を実施した。若狭公民館および繁多川公民館においては、平成27年度から指定管理者制度を導入する予定であり、アンケート結果を反映させた管理運営を行う。公民館の教育的機能を高める管理運営については、平成27年度から平成29年度までの3年間の実績を踏まえ検討を行う。 | ●指定管理者制度導入については、平成27年度 ●導入後の比較検討については、平成30年度 | 若狭公民館と繁多川公民館の管理運営について、他市のアンケート調査も参考に指定管理者制度を導入することになった。公募によるプロポーザル方式で指定管理予定候補者を選出し、平成27年4月1日から指定管理者制度を実施。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | 指定管理者制度を導入した若狭公民館と繁多川について利用者アンケートやモニタリングを活用し、教育的機能を高める管理運営になっているか検証する。 | 平成30年度 | 若狭公民館と繁多川公民館は、9月に公民館利用者を対象にアンケートを実施しました。両館とも利用者満足度は高い結果となりました。また、自主事業として、離島出身の高校生と単身高齢世帯の課題をマッチングさせた取り組みや子ども国際映画祭のワークショップ支援など特色ある事業を行っています。これらのことから、公民館運営に指定管理者制度を導入することは有効と考えております。 | 整理済み |

| ID | 頁番号 | 指摘区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|-----|-----|------|---|-----|--------|---|---|---|-------|
| 130 | 306 | 意見 | (那覇市立公民館 指定管理者制度導入について) 指定管理者制度を導入し、施設の管理主体を民間事業者、NPO法人等に広く開放することにより、民間事業者の活力を生かした住民サービスの向上、施設管理における経費の節減を図るべきである。 | H26 | 要 | 若狭公民館及び繁多川公民館において、平成27年度から指定管理者制度を導入する予定である。平成27年度から平成29年度までの3年間に、指定管理者による管理運営の実績を踏まえ、中央公民館を除く他の公民館への制度導入について検討を行う。 | ●指定管理者制度導入については、平成27年度 ●導入後の比較検討については、平成30年度 | 平成27年度から若狭公民館と繁多川公民館は指定管理者制度を導入した。管理運営を指定管理者制度に移行すると直営よりも経費削減となる。住民サービスの向上については実績を踏まえて検証する。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | 指定管理者制度を導入した若狭公民館と繁多川について利用者アンケートやモニタリングを活用して、住民サービスの向上につながっているか検証する。 | 平成30年度 | 若狭公民館と繁多川公民館では、9月に公民館利用者を対象にアンケートを実施しました。両館とも利用者満足度は高い結果となりました。 | 取組中 |
| | | | | H28 | 要 | 指定管理者制度を導入した繁多川公民館と若狭公民館の実績を踏まえ、中央公民館を除く他館への導入について検討を行います。 | 平成28年度 | (実施又は検討後、その内容が記述されます) | 取組中 |
| 133 | 310 | 意見 | (那覇市立図書館 指定管理者制度導入について) 全国的には指定管理者制度を導入している図書館が増加している中、那覇市の志向する図書館の役割、住民サービスの在り方などから、指定管理者制度に移行した場合のメリット、デメリットを検討したうえで、導入の可否を決定すべきである。 | H26 | 要 | 那覇市生涯学習推進計画において、「2017(平成29)年4月から繁多川図書館に指定管理者制度を導入することを検討します」と定めており、平成27年度に指定管理者制度導入の可否について検討を行う。 | 平成27年度 | 平成27年度に検討する方向性を確認した。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | 繁多川図書館の指定管理者導入について指定管理者制度導入の検討委員会で検討する。 | 平成27年度 | 一部業務委託を実施している繁多川図書館の指定管理者制度導入を検討した結果、業務形態や経費的にも一部業務委託が有利であると判断いたしました。 | 取組中 |
| | | | | H28 | 要 | 「那覇市立図書館の指定管理者制度導入及び一業務委託拡大検討委員会要綱」を制定し、同委員会のなかで、他の館についての指定管理者及び一部業務委託の導入についても検討していきます。 | 平成28年度 | (実施又は検討後、その内容が記述されます) | 取組中 |

| ID | 頁番号 | 指摘区分 | 指摘事項又は意見の内容 | 年度 | 改善の必要性 | 改善計画又は改善が不要な理由 | 実施期限 | 実施日及び実施内容 | 処理区分 |
|-----|-----|------|--|-----|--------|---|------------|--|-------|
| 135 | 317 | 意見 | (那覇市識名霊園、那覇市識名霊園付属納骨堂 指定管理者制度について) 基本方針を踏まえ、市の取組みが進められていくが、整備が進められていく中で、霊園全体の一体管理が可能となった段階で指定管理者制度導入の可否について検討する必要がある。 | H26 | 要 | 当課は現在、霊園内の墓地区画、南納骨堂、無縁遺骨仮安置所、及び今年4/11に供用開始した市民共同墓を管理している。今後、公園管理課所管の多目的広場、園内通路、及び緑地の管理を受ける方向で調整している。更に、区画整理課所管の仮安置棟の管理についても移管の話が出ている。それら霊園内の各施設が移管され、管理運営上の課題解決の見通しがついた段階で指定管理者制度導入の可否について検討する。 なお、各施設の移管の時期、老朽化した南納骨堂の建て替えの時期等不確定要素が多いため、判断材料がそろった段階で総合的に決断したい。 | 平成30年度末 | 識名霊園内の公園管理課所管の多目的広場、園内通路、及び緑地の所管換えについて公園管理課と協議した。 区画整理課仮安置棟には改葬予定の遺骨が650柱以上あるため、改葬の目途が立った時点で所管換えの協議を行うこととした。 老朽化している南納骨堂については、新規募集を停止することを検討した。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | 公園管理課から識名霊園内多目的広場、園内通路、及び緑地の移管を受ける。 施設の老朽化のため南納骨堂の新規募集を停止する。 | 平成30年度末 | 公園管理課から霊園内の多目的広場、園内通路及び緑地の所管換えを行いました。 南納骨堂については、新規募集を停止し、老朽化のため5年後の平成33年度に閉鎖する計画を策定しました。 区画整理課仮安置棟には改葬困難な遺骨が70柱以上あるため、改葬の目途が立った時点で所管換えの協議を行います。 | 取組中 |
| | | | | H28 | 要 | 無縁遺骨仮安置所、南納骨堂中庭の仮棚、及び区画整理課仮安置棟に安置されている遺骨と台帳を照合し遺骨数や経過年数を整理します。 昨年11月に制定した「那覇市無縁遺骨の管理及び取扱等に関する要綱」に基づき、10年以上経過した遺骨のうち一定数を市民共同墓に合葬するため、業務委託費を来年度予算に要求します。 | 平成30年度末 | (実施又は検討後、その内容が記述されます。) | 取組中 |
| 137 | 331 | 意見 | (那覇市公園の指定管理者制度導入について) 大規模公園のみ指定管理者制度導入を図るとか、あるいは、地域ごとに公園を一括して導入するなど、他自治体の事例も参考にし上で、指定管理者制度導入の可否を検討する必要がある。 | H26 | 要 | 公園の指定管理者制度の導入については、他自治体の事例も参考にし、導入の可否について、考え方をまとめていく。 平成27年度に新設する(仮称)松山公園連携施設においては、既存施設である福州園を含めた指定管理について、平成27年度末の新規導入を図る。 | 平成28年3月31日 | 他自治体の公園管理については公園を一括して指定管理制度を導入している事例もあります。 本市の指定管理の導入については、同様な指定管理制度が可能かどうかも含めて、他自治体の事例調査を行った。 なお、現在は福州園及び松山公園駐車場、松山公園連携施設を一体的に管理するための指定管理実施に向けた募集を開始し、平成28年4月1日のスタートを予定しています。 | 改善取組中 |
| | | | | H27 | 要 | 指定管理制度を導入について、調査結果をもとに考え方をまとめていく。 | 平成28年3月31日 | 他自治体の事例調査結果を踏まえ、公園ごとの性質や利用者増(収益)が見込まれる公園の選別を行い、適宜指定管理者制度を導入していくことにしました。 なお、福州園、松山公園駐車場及び松山公園連携施設を一体的に管理するため、平成28年4月1日に指定管理者制度を開始しました。 | 整理済み |